

平成28年 2 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成28年 3 月 3 日～ 4 日

場 所 第 3 委員会室

平成28年 3 月 3 日 (木曜日)

午前 9 時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第46号 平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第58号 平成27年度宮崎県育英特別会計補正予算(第1号)
- 議案第59号 平成27年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)
- 議案第60号 平成27年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)
- 議案第61号 平成27年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)
- 議案第66号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第74号 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
 - ・宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について(別紙3)
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成27年の交通事故情勢と本年の取組について
 - ・企業局施設活用促進・PR事業について
 - ・一ツ瀬川県民ゴルフ場 開業25周年記念事業「ク

「リスマスコンペ」について

- ・企業局施設見学ツアー(工業用水道施設)について
- ・平成31年度全国高等学校総合体育大会南部九州大会の開催について

出席委員(7人)

委員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	井 本 英 雄
委 員	中 野 廣 明
委 員	田 口 雄 二
委 員	凶 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	野 口 泰
警 務 部 長	新 島 健太郎
警務部参事官兼 首席監察官	鬼 塚 博 美
生活安全部長	片 岡 秀 司
刑 事 部 長	黒 木 典 明
交 通 部 長	鳥 井 宏 一
警 備 部 長	金 井 嘉 郁
警務部参事官兼 警 務 課 長	永 野 博 明
生活安全部参事官兼 地 域 課 長 兼 生活安全企画課長	長 友 信 明
生 活 環 境 課 長	児 島 孝 思
総 務 課 長	小 野 博
警務部参事官兼	廣 澤 康 介

会 計 課 長
少 年 課 長 藤 川 寿 治
交 通 規 制 課 長 大 野 正 人
運 転 免 許 課 長 鍋 倉 幸 次

企業局

企 業 局 長 四 本 孝
副 局 長
(総 括) 梅 原 裕 二
副 局 長
(技 術) 満 留 康 裕
総 務 課 長 沼 口 晴 彦
経 営 企 画 監 森 本 誠 二
工 務 課 長 新 穂 伸 一
開 発 企 画 監 上 石 浩
電 気 課 長 喜 田 勝 彦
施 設 管 理 課 長 平 松 信 一
総 合 制 御 課 長 新 見 剛 介

教育委員会

教 育 長 飛 田 洋
教 育 次 長
(総 括) 原 田 幸 二
教 育 次 長
(教 育 政 策 担 当) 川 井 田 和 人
教 育 次 長
(教 育 振 興 担 当) 川 崎 辰 巳
総 務 課 長 大 西 祐 二
参 事 兼 財 務 福 利 課 長 田 方 浩 二
学 校 政 策 課 長 川 越 良 一
学 校 支 援 監 永 山 良 宣
特 別 支 援 教 育 室 長 坂 元 厳
教 職 員 課 長 西 田 幸 一 郎
生 涯 学 習 課 長 恵 利 修 二
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 古 木 克 浩
文 化 財 課 長 大 西 敏 夫

人 権 同 和 教 育 室 長 黒 木 政 信
県 立 図 書 館 長 福 田 裕 幸
県 立 美 術 館 副 館 長 川 越 雅 彦
総 合 博 物 館 長 富 高 敏 明
県 立 西 都 原
考 古 博 物 館 長 入 倉 俊 一
埋 蔵 文 化 財
セ ン タ ー 所 長 岩 切 隆 志

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 幹 西 久 保 耕 史
議 事 課 主 事 八 幡 光 祐

○重松委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第69号市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くことになっており、その回答でありますので、御参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時0分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

皆さん、おはようございます。

当委員会に付託されました議案等について本部長の説明を求めます。

○野口警察本部長 おはようございます。警察本部です。よろしくお願いいたします。

委員長を初め、委員の皆様には、日ごろから警察業務全般にわたり格別の御理解と御協力をいただき、心より御礼申し上げます。

議案説明の前に、2月19日付で執行部職員に変更がありましたので紹介いたします。

地域課長兼生活安全企画課長の長友警視でございます。

本日、御審議をいただきます案件につきましては、議案として、「平成27年度宮崎県一般会計補正予算」、報告事項としまして、損害賠償額を定めたことについて、さらに、そのほかの報告事項としまして、平成27年中の交通事故情勢と本年の取り組みについてでございます。

それぞれの担当部長から報告をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○重松委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○新島警務部長 それでは、平成28年2月定例県議会提出の議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」の公安委員会関係について御説明いたします。

お手元に、文教警察企業常任委員会資料という題名の資料を準備させていただいておりますので、これと議会資料の平成27年度2月補正歳出予算説明資料という冊子で御説明いたします。

平成27年度2月補正歳出予算説明資料では、441ページからの記載となります。

それでは、お配りしております資料の2枚目

にあります資料1、平成27年度2月補正予算の1の概要をごらんください。

本議案に係る補正予算は、マイナス5億3,200万6,000円の減額補正であります。

その内訳は、職員の人件費の執行残等による減額、その他の物件費の入札残による減額など、減額の総計がマイナス6億7,931万8,000円。また、警察航空機ひむかのエンジンに火山灰が附着し、飛行できない状況となっていることから、その緊急の改修費が必要になったこと。免許証更新に当たり、法令で義務づけられている高齢者講習の受講者の増加に伴う委託料の増額等、増額が総計でプラス1億4,731万2,000円でありまして、その相殺額が5億3,200万6,000円の減額となるものであります。

今回の補正によりまして、補正後の予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、263億9,747万8,000円となります。

それでは、今回の補正の内容を科目別・事項別に御説明いたしますので、資料1の2、事項別補正予算額と主な補正事業をごらんください。

歳出予算説明資料につきましては、445ページからになります。

まず、資料1の項目2の一覧に記載しております会計、科目、事項の欄をごらんください。

(会計) 一般会計(款) 警察費(項) 警察管理費(目) 公安委員会費(事項) 委員報酬、補正額、マイナス7万8,000円でございますが、この減額は、公安委員の日額報酬分において、実績日数が見込みより少なかったことによる不用額であります。

次の、(事項) 委員会運営費、補正額マイナス21万3,000円でございますが、これは、公安委員会運営に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その内容は旅費等の執行残であります。

次に、(目) 警察本部費 (事項) 職員費、補正額、マイナス1億8,573万9,000円でございますが、これは、職員の人件費の執行残に伴う減額と、人事委員会勧告に基づく勤勉手当の率が0.1カ月分ふえたことなどによる約2億2,000万円の増額分を相殺した後の減額補正であります。

具体的には、給料や職員手当につきましては、職員全員が休むことなく働いた場合を想定して予算化しておりますが、実際には中途退職者や求職者がいることから不用額が生じたものでございます。

次に、(事項) 運営費、補正額、マイナス1億512万2,000円でございますが、これは、警察職員設置に要する経費の執行残に伴う補正であり、その主なものは、駐在所等協力家族報償費・駐在所等接遇費・交番等接遇費、マイナス2,122万2,000円、新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業、マイナス1,039万7,000円です。

駐在所等協力家族報償費・駐在所等接遇費・交番等接遇費とは、主に、駐在所に勤務する警察官の配偶者が、警察官の不在時に駐在所に来所した住民等の応接を行うことに対する謝金でございます。しかし、当初予算で見込んでいたとおり家庭の事情等により配偶者が同居できない場合もあるため、不用額が生じたものであります。

新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業とは、県内における年間約7万件の110番通報を集中管理する110番情報管理システム、110番通報の場所や事案の発生場所を地図上に表示する地図情報システム、パトカーや捜査用車の位置を表示させるパトカー動態管理システム等により110番通報や現場の情報を警察本部や警察署で共有するためのシステムのリース料

で、今年度は5年に一回の更新に係る入札を実施したことから、その入札残が生じたものであります。

次に、(目) 装備費 (事項) 装備費、補正額、プラス5,636万円でございますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備資機材に要する経費に係る補正でありまして、その主なものは、警察航空機 (ひむか) 緊急改修整備事業、プラス8,683万9,000円です。

警察航空機、いわゆるヘリコプターは航空法の規定に基づき、1年に一回、定期耐空証明更新検査を行う必要があります。検査業者の整備工場に搬入し双発エンジンを2つとも検査したところ、火山灰の影響とされる二酸化ケイ素がエンジン内部に付着堆積し、その結果、冷却性能が低下し、排気温度が基準値を上回るなど、航空法に基づく基準を満たしておらず飛行不能状態となっていることが判明いたしました。したがって、警察航空機 (ひむか) 緊急改修整備事業としては、性能低下しているエンジンの交換修理を行い、基準をクリアする性能を確保し、各種警察業務の上空からの有事対策体制を維持するための改修費用を計上しているものでございます。

次に、(目) 警察施設費 (事項) 警察施設費、補正額、マイナス813万5,000円でございますが、これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、交番・駐在所庁舎新築費、マイナス750万5,000円です。

交番・駐在所庁舎新築費につきましては、平成27年度は、延岡駅交番、えびの警察署管内の五日市駐在所の建設、平成28年度には川南交番を建設するための移転候補地の土地購入費等がありますが、この建設に係る費用及び土地購入

費の執行残が生じたものでございます。

次に、(事項) 警察署庁舎建設費、補正額、マイナス3,735万2,000円でございますが、これは、警察庁舎建設に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、えびの警察署庁舎建設整備事業、マイナス3,735万2,000円でございます。

えびの警察署庁舎建設整備事業につきましては、平成27年度は、基本・実施設計費、土地の購入費、土地の造成費を予算化しておりましたが、基本・実施設計委託に係る入札残や土地購入費に執行残が生じたものであります。

次に、(目) 運転免許費(事項) 運転免許費、補正額、プラス3,345万2,000円でございますが、これは、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費に係る補正でありまして、その主なものは、道路交通法に伴う講習体制整備事業費、プラス3,350万9,000円であります。

道路交通法に伴う講習体制整備事業費の増額は、県内の運転免許保有者に占める高齢者の割合が年々増加しており、それに伴う高齢者講習の受講者数も当初に見込んでいた人数よりも約6,000人ふえることが判明したため、不足額が生じたものであります。

次に、(項) 警察活動費(目) 警察活動費(事項) 一般活動費、補正額、マイナス8,853万2,000円でございますが、これは、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費の執行残等に伴う補正でありまして、その主なものは、被留置者経費、マイナス1,176万4,000円、警衛警備対策事業、マイナス4,480万7,000円であります。

被留置者経費の減額は、被留置者の給食費につきまして、支給した給食数が、予算措置した給食数の年間延べ2万8,000人分を下回る見込み

となったこと等による不用額です。

警衛警備対策事業の減額は、この1年間に2度の警衛警備がありました。その実施に当たり、各種消耗品や通信費、使用料等において、入札残や執行残により、不用額が生じたものであります。

次に、(事項) 交通安全施設維持費、補正額、マイナス1,551万7,000円でございますが、これは、交通安全施設維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その内容は、信号機に係る電気料の不用額や、信号機等の制御を行うための通信回線使用料の執行残であります。

次に、(事項) 交通安全施設整備事業費、補正額、マイナス1億8,113万円でございますが、この交通安全施設整備事業に要する経費の補正の主なものは、交通管制及び信号機改良等整備費マイナス6,220万2,000円、円滑化対策事業費マイナス7,401万2,000円であります。

交通管制及び信号機改良等整備費及び円滑化対策事業費につきましては、いずれも国庫補助対象の事業費であります。

この補助事業の内容としましては、信号機を高度化し、車がスムーズに流れるような仕組みを構築するための機器費及び工事費に対する補助金であります。この補助金の予算が財務省の査定により減額されたことに伴い、宮崎県の補助金につきましても交付決定額が減額されたことによる補正であります。

私のほうの説明は以上でございます。

○重松委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。質疑はありますか。

○函師委員 今、説明がありましたが、ひむか、ヘリコプターの改修整備事業なんですけれども、この事態に至ってしまった落ち度はどこにあったんでしょうか。

○片岡生活安全部長 このヘリコプターは、平成23年の3月末に国費で購入しております。その際に、警察庁が4件分、4機まとめて購入しており、そのうちの1機が本県に配置になったということでありまして、このときの警察庁の入札で、仕様に、火山灰を除去するフィルター装置というものがついておらず、4機の中の1機が当県に配置になりました。23年3月から運用してまいりましたが、26年ぐらいいから、先ほど申しました原因不明でエンジン内の温度が上がり、結果、エンジンの出力が徐々に下がってくるということで、26年の5月に、双発のヘリコプターでありますけれど、2台の中の1台のエンジンを交換いたしました。そのエンジンの製造元はフランスのターボメカ社というところでありまして、そのメーカーが分解して調査したところ、火山灰の成分である二酸化ケイ素が溶けて付着しているのが原因ということがわかったのが、昨年6月であります。

経緯は以上であります。

○凶師委員 今、火山灰を除去するためのフィルターがなかったということなんです、そういうことは導入前に想定できなかったものなんでしょうか。

○片岡生活安全部長 当時、火山灰が付着してエンジンの性能が低下するということは想定しておりませんでした。これは警察庁もということでありまして、その前の旧ひむかは違うヘリコプターでありましたが、旧ひむかにつきましては、購入したときから、フィルターではありませんけれども、セパレーターという機器が初めからついており、異常は発生しなかったということでありまして、

以上であります。

○凶師委員 考え方にもよるんでしょうけれども、国が4機まとめて入れたうちの1機が宮崎に回ってきたというような説明でしたけれども、これの修繕にかかった費用は県も2分の1で単独で負担しておるんですが、これ全額、国に要求することはできなかったんですか。

○新島警務部長 ヘリコプターは、配備そのものは国費なんですけれども、維持費につきましては県費でも対応するというようになっておられて、このような予算を計上させていただいております。

○凶師委員 要は、このヘリコプターが定期的に巡回する中で機能がどんどん低下してきた、また、フィルターがないがゆえに冷却機能が低下して温度が上がり、最悪の状況で、エンジン交換で8,000万円以上かかっているということで、やはり使用している側、県側には余り落ち度はなかったんだろうと推測しますが、運用費の経費に関しては県も負担する義務があるというような説明でしたので、今回の修繕はもうやむなしというような理解になりますね。そのような理解でよろしいでしょうか。

○新島警務部長 そうでございます。

○凶師委員 わかりました。

○緒嶋委員 高齢者の講習は、もう70歳以上になれば当然、義務的にやるわけですが、免許証の返納というか、その絡みでは、約3,000万も違いが出たわけだが、これは想定できなかったわけですね。最初から予算で組めなかったのかどうか。

○鳥井交通部長 高齢運転免許保有者というのは、現在19万人近くおられて、10年前と比べると5～6万人増加しておるところです。そして、70歳以上の皆さんは高齢者講習をしていただくわけなんですけれども、高齢者講習を受け

られる期間というのが、誕生日を基準にして5カ月前から誕生日が過ぎて1カ月まで、半年間有効なわけなんです。それとまた、高齢者の中には、運転免許課のほうに申請をして免許を自主返納される方が昨年2,000人いたんですけど、自主返納も何もされずに、病気とかで亡くなられたということで期限失効をされる方が年によっては5,000人いたり6,000人いたりということで、非常に先読みが難しいと。

具体的には、27年度、2万8,000人の高齢者講習を予定していたところなんですけれども、それが若干6,000人ほど上回って3万4,000人になるような勢いということで、増額の補正になったところでございます。

○緒嶋委員 当然、補正して、当たり前のことでありますけれども、当初予算で組んで、それは高齢者誕生日の6カ月の猶予というか、その間の変動でこうなったんだろうと思いますけれども、私は、こういう必要なものは当初予算で組むのが本当じゃないかなという気がします。予算執行としては、必要なものは何とかそういう形でやるが、当初で組めるものは組んだほうがいいんじゃないかなという気もいたします。

それと、返納される人がふえるということは、この前のような、起訴されましたけれども、あの事件なんか、そういうことを考えれば、やはり返納していただくというのが、警察としてはありがたいと思います。大阪でもあのような、事故も起こったことであり、今後とも安心して住める地域をつくるためには、運転手は信頼できる運転手じゃないといかんわけですので、ぜひ高齢者講習というのは積極的に対応していただいて、また、返納する人が積極的に返納できるような、これは家族の協力がなくなかなかできない面もあるので、そういうことを含めて、

交通安全協会あるいはその地域の交通安全にかかわる人たちの協力も得ながら、ぜひ、積極的に講習を進めていただきたいと思います。また、講習経費というのは、予算の中の1人の経費というのは、どのくらいかかるものですか。

○鳥井交通部長 予算的には1人当たり、75歳以上と75歳未満で異なってくるんですけども、75歳未満は5,600円、75歳以上の方は5,200円となっております。

○緒嶋委員 この補正額というのは、70歳以上の人が自動車学校に行つて納める金が、収入になるわけですか。この補正額の財源。

○鳥井交通部長 そのとおりでございます。証紙で振り込むわけですので全て県の収入になって、自動車学校に委託しておりますので、自動車学校は1カ月後に、かかった費用を請求するというような仕組みになっております。

○緒嶋委員 講習経費というのは、公的な金はいらないって、個人の負担がこの収入になると理解していいわけですか。

○鳥井交通部長 はい。そのとおりです。

○緒嶋委員 なら、これは問題ないわけだな。

○中野委員 関連でいいですか。私は、70歳以上のこれを受けたんです。4時間か、3時間かな、それでいいんですけど。これで、はがきが来ますよね。データとして、年齢ごとにデータがびしっとあるんじゃないですか。だから、70歳以上の講習を受ける、免許切りかえに来る人は、ことしは何人、来年は何人とか、そこまで分析できるでしょ。今のシステムというのは。

○鳥井交通部長 委員が御指摘のとおり、高齢運転者の数というのは当然把握しているところです。先ほど御説明しましたとおり、更新期間が誕生日前5カ月、誕生日後1カ月あるということで、特に自動車学校に委託しているわけな

んですけれども、どうしても3月ごろは卒業シーズンと相まって自動車学校のキャパがない場合に、年度をまたいで4月、5月に高齢者講習をお願いしたりするわけなんです。そういったように、年度をまたぐため人数にずれが出てくると。

それと、先ほど御説明いたしましたように、亡くなられたり病気で何も更新手続をとらずに自動的に期限失効される方が年間5,000人程度、6,000人程度おられるということで、正確な数字をはじき出せないというのが現状でございます。

ただ、委員が御指摘のとおり、大体毎年 of 状況、それと高齢運転者というのはふえていますので、その辺の推移をしっかりと分析しながら、必要な金額は当初予算の段階から組んでいきたいと考えております。

○中野委員 だから、データの中で返納する人はわかりませんよね。逆に、予定よりかマイナスならいいけれど、3,300万ふえているということは、講習を委託するわけでしょう。すると、私も五千何ぼ払いましたけれど、5,000円を払って、その金額プラス、また県から委託費を別に講習所にやるわけですか。だから、70歳以上の講習の費用を、今、言われた五千何ぼという額を指定して、そういう民間の免許証を取得するところに委託するわけでしょう。それを委託する場合に、今、言ったように、本人からは5,000円取るじゃないですか。すると、委託先に1人当たり、また、県はそれに上乗せして、別途何ぼか出しとるという話ですか。

○鳥井交通部長 これはあくまでも自動車学校と個別に契約を結んでいる、委託するわけなんですけれども、単価はほとんど一緒でございます。ですから、かかった費用といたしますか、5,600円

の範囲内でやっているわけですので、それ以上、県からお金をもらうとか、そういうのはございません。

○中野委員 じゃ、自動車練習所については、もう講習を受ける人の金額で賄うということで、また県が何ぼか上乗せして出すということじゃないということですか。

○鳥井交通部長 そのとおりでございます。

○中野委員 すると、ここでふえる費用というのは何だったですか。私は、説明を聞き取れなかった。高齢者講習で3,300万ふえた中身というのは。

○鳥井交通部長 その講習手数料でございます。2万8,000人と読んでいたところが、2月、3月の勢いからすると、どうも3万4,000人になるようだというので、この増額補正でございます。

○廣澤会計課長 高齢者講習につきましては、自動車学校のほうに委託しておりますので、その委託料が結局、最終的に足らなくなるということで増額をさせていただくということでございます。

○中野委員 けれど、今の説明では受講者の金額が全てだということだったじゃないですか。その分で賄っているということだったから、本人から取るのは五千何ぼだけれど、そのほかに県から別にまた1人当たり何ぼ出しているということでしょう、今の説明は。どういうことですか。

○廣澤会計課長 高齢者講習を受けられる方は、いわゆる証紙を購入されるわけですから、その、県のほうの収入はございます。

○中野委員 すると、ふえた分は、また、どちらみち講習するところに出さんといかんでしょう。

○緒嶋委員 証紙の収入はどこに予算的に計上

されるわけですか。

○**廣澤会計課長** 証紙収入につきましては、県のほうの歳入として入ります。手数料として入ります。

○**緒嶋委員** 手数料の中ですか。それは、一般会計のほうにあえて計上するということですか。

○**中野委員** だから、とにかく1人当たり、高齢者負担五千何ぼで全てを賄っているという話ですから、県は出し前もないし、取り前もないということですか。そうでしょうか。

○**鳥井交通部長** 先ほど5,600円ということで、各自動車学校と5,600円の範囲で入札等をやって契約を結んでいるわけですがけれども、単価としては、75歳未満……。

○**中野委員** 単価はどうでもいいんだよ。だから、私が受けにあって、5,500円払ったわけです。その金は丸々講習所に入るわけでしょうか。

○**鳥井交通部長** 一回、県に入ります。その後、1カ月後に自動車学校が、これだけしましたから単価の、例えば5,378円掛ける10人分の講習費を受け取るということですか。

○**中野委員** ふえた分というのは、マイナスがどっかにあるわけ。

○**重松委員長** ちょっとお待ちください。会計課長、もう一遍わかりやすく説明してください。

○**廣澤会計課長** 繰り返しになりますけれども、証紙でお支払いいただいたものは県の歳入となります。その分がそのまま高齢者講習を委託しておる自動車学校のほうにそっくり回るというわけではなくて、委託料として別に予算を措置させていただいております。その委託料が今回、3,000万ほど足らなかったということで、約3,000万の補正を増額させていただくというシステムでございます。

○**中野委員** いや、だから、それだったらわか

るんですが、さっきの説明では、受講者が5,000円払った金で全て賄うというような説明だったから、何で上がってくるのと、聞いておるんです。だから、今の説明ならそれはいいです。本当は、今、1人講習を受けると、実際は8,000円で契約しているけれども、本人から取るのは5,500円であって、あと1,000円とか2,000円は、県が委託料として払うわけでしょう。それがこのふえた分ということですか。

○**廣澤会計課長** 確かに、手数料につきましては、先ほど交通部長が申しあげましたとおり、75歳未満の方については5,600円、それから、75歳以上の方については5,200円の手数料、いわゆる証紙収入となっておりますけれども、自動車学校のほうに委託している分は、ほぼ同額ではございますが、今の手数料より若干安目になっております。

○**中野委員** だから、要は、1人当たり講習を受けると、実際の単価は何ぼですか。その中で、本人から取るのが仮に5,000円あれば、あと2,000円は県で出しているという話ですか。私は、だから1人当たり講習を受けた場合の単価は何ぼ入っているのか、逆になっているかという話を聞きたかったんです。

○**廣澤会計課長** *75歳未満の方の5,600円に対しまして、委託料は5,440円でございます。75歳以上の方につきましては、手数料5,200円に対しまして、5,020円でございます。

○**中野委員** それやったらわかる。同額みたいな説明されるからわからないです。

○**重松委員長** よろしいですか。

○**中野委員** はい。

○**重松委員長** ほか、ございますか。

○**中野委員** 例えば、警察の職員費、駐在費、

※11ページに訂正発言あり

協力報償費とか、この分1億8,500万、これは駐在所が何カ所あって、例えば、単身で行く人、それは人事異動で変わってきます。これは対象としては何カ所ですか。

○片岡生活安全部長 駐在所等協力家族報償費のいわゆる対象施設は119施設になります。駐在所が106、それと、交番でありますけれども、居住しておる交番を足しまして、119施設となっております。

なお、不用額でありますけれども、独身や単身が配置になった場合と、もともと奥さんが一緒に住んでおりますが、途中、出産等でいなくなったとか、そういうので17世帯分、1,517万5,000円の不用額が駐在所等協力家族報償費につきましては出たということであります。

以上であります。

○中野委員 わかればですけど、去年の減額は幾らぐらいですか。去年の減額、金額は。

○廣澤会計課長 手元に資料がございません。はっきりとした額はあれですが、記憶によりますと、ことしと余り変わらない額であったと記憶しております。

○井本委員 信号の件で、要するに年間12~13本しかつけられんということで、区切られとるんだけれども、これは、他県も大体同じような状況ですか。こういう信号機がつけられんという状況ですか。やっぱり区切られてしまうというのは他県も同じなんですか。

○鳥井交通部長 限られた予算でやっているという点については、他県も同様と判断しております。うちとしても交通の安全のために必要な箇所に信号機を設置するという方針に変わりはないところで、財政状況等を考慮すれば、調べてはいませんけれど、私は他県も同様と考えます。ただ、信号機の設置率という点では、本県

は九州内でも非常に高い数値を示していたことは確認しておるところです。

○中野委員 ちょっと確認。信号機はみんな、県単ですか、補助事業ですか。

○鳥井交通部長 これは、県の単独事業と国の補助事業、2本立てで進めておるところです。

○中野委員 信号機改良というのは新しくつくるものですか。LEDにつけかえるものですか。これは、マイナス補正には新しく信号機をつけるという分は入ってないんですね。

○鳥井交通部長 この警察の資料でつくっております交通管制及び信号機改良等事業、円滑化対策事業は、先ほど委員等からあったように、いずれも信号機をLED化するとか制御機をかえるとか、そういったものでございます。信号機は予定どおり、昨年、前年からの繰り越しも含めて13基を設置いたしております。

○井本委員 分離式にするにはどのくらい費用がかかるんですか。

○大野交通規制課長 本年度、5カ所を歩車分離式にかえておりますけれども、場所によりまして変わりますが、大体50万ぐらい費用がかかるということでございます。

○井本委員 わかりました。

○凶師委員 今の交通安全施設整備の事業費なんですけど、全てが減額補正なんですけれども、これは事項内流用ということはできないんですか。これも国庫補助の関係上、年度当初に数を上げている、その数以上をしようと思っても、やはりもうここは減額で上げざるを得ないという性質があるのか。

○鳥井交通部長 1億8,000万近くも減額をしているところで、非常に我々もその辺、前向きに考えるところなんですけど、ただ、いかんせん国の補助事業ということで、円滑化対策でありま

したり、改良等事業ということで、それぞれ目的が示されております。ですから、国からのそういう事業費が減額された以上、余ったからといって、それは別な形の、信号機に変えるなどの流用はできない性質のものと考えております。

○新島警務部長 議員が御指摘のとおり、県警で工事請負として有効活用できればいいのですが、補助対象事業費としては、2分の1の国庫補助対象経費も充当して、残り2分の1を県費として充当しているものであり、差額があったとしても使用することができない性質の予算であるということを御理解いただければと思います。

それとあと、先ほど他県との関係はどうかという御質問がありましたが、他県につきましても、本県と同じように減額されたということを警察庁本庁のほうから聞いております。

○緒嶋委員 駐在所のお巡りさんが、それは家族の都合で、独身の人も家族のおる人も奥さんのおる人もおるわけですが、やっぱり基本的には家族で駐在所には勤務していただくというのが私は一番、地域住民にとっても。そして、一人の人が離れる場合は、警察署とも連絡は十分とれると思いますけれども、住民とすれば駐在所に誰もいらっしやらないというのは本当じゃないと思うのです。だから、これは人事異動の関係で、もうやむを得ないということだと思っておりますけれども、中には独身で勤務されておる駐在所もあるわけですね。それはできるだけ私は少ないというか、やむを得ない場合にしても、できるだけ人事面では配慮をすべきだと思っておりますけれども、そこ辺は当然考えておられるわけですね。

○新島警務部長 委員が御指摘のとおり、その

ようなことも考慮して配置をしているところでございますが、やはりそれぞれ個人の事情においていろいろなことが出まして、必ずしもそうならない場合もあります。今後とも地域住民のことを考えて、適正な人事配置を行っていきたいと考えております。

○廣澤会計課長 先ほどの証紙の件でございますけれども、私は、手数料5,600円に対して、実質、自動車学校のほうには5,440円で委託していると申しましたが、この5,440円につきましては、自動車学校によって多少の金額のばらつきがありますので、これは平均値の値段ということでございます。その点御了解ください。説明不足でございました。

○中野委員 ちょっともう一回いいですか。この一番下の円滑化対策、この中身は何やったのですか。

○重松委員長 交通安全施設改良事業費の一番最後の円滑化ですね。

○鳥井交通部長 県内のエリアにおきまして、信号機の設置、高度化、交通事故の防止と円滑な交通環境の確保と維持を目的とする事業でございます。国庫補助対象事業でございます。

○中野委員 上の段の信号機改良等整備費というのは、それとはダブらんですか。

○新島警務部長 円滑化対策事業につきましては、道路交通における諸問題の中で、社会の生産性を阻害する原因となる交通渋滞等による損失が大きくて、渋滞対策とりわけ、それが重要な政策なんですけれども、信号機の設置あるいは高度化を図る、交通事故の防止と円滑な交通環境の確保、維持を目的とした国庫補助対象事業であります。

○中野委員 いや、だから、例えば、上の欄の信号機改良というのがあるじゃないですか。こ

れとはダブらないんですかって聞いている。

○**新島警務部長** 済みません。円滑化対策事業そのものは、交通渋滞を解消して、地域における交通円滑化を図るために必要がある場合に、道路管理者が道路の新設を行う区域等を新たな円滑化対策区域として指定しまして、指定区域内に信号機を新設したり、道路標識、標示等を設置する工事を国庫補助事業として施工できます。

中身としましては、コンクリート製信号機柱の鋼管柱化を91本、信号機の新設1基、信号機の改良64基、その他の整備費、工事請負費、消耗品等が事業費の内容となっております。

交通管制及び信号機改良整備費のほうでございますが、こちらは、対象事業費としては、交通管制センターの設置及び改良、交通センターに係る端末の設置及び改良、信号機の改良、信号機の新設、移設とかあるいは配線の地中化とか、あと道路標識の設置、道路標示の整備などがその対象事業となっております。

○**中野委員** だから、皆さんもいろいろメモを差し入れてもらわんとわからんような事業でしょう。我々はまだわからんとです。もうちょっとこら辺も、金額が700万ぐらいだったらいいんだけど、7,400万とか千万単位でしょう、6,000万とか。もうちょっと丁寧な資料を出してもらわんと、本当聞いとっても違いがわからない。ただ、信号機とか。次から、もうちょっと丁寧に、これは、7,000万とか金額が大きいから。

○**重松委員長** 議案に対する質問はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**重松委員長** それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○**新島警務部長** それでは、平成28年2月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回の御報告の損害賠償事案は、職員の公務中の交通事故によるものが3件であります。

お手元の平成28年2月定例県議会提出報告書に基づき御説明いたします。

このうち、県警の損害賠償事案は、報告書4ページの上から5番目から7番目までの県有車両による交通事故の3件であります。

まず、4ページの上から5番目の平成27年3月14日の事案は、宮崎北警察署の警察官が、保護した酔っぱらいを搬送するために現場近くに駐車していた捜査用の普通乗用自動車を現場まで移動する際に起きた事故であります。

当該職員が保護の現場に向け、車両を方向転換させるため、車両の前部を一旦反対車線側に入れた後、切り返しして後退させたところ、信号待ちで後方に停止していた相手方のスクーターと衝突したものであります。

この事故で、相手方運転手は、衝突の直前にスクーターから飛びおりたため転倒はしておりませんが、飛びおりた際に腰や股関節等を捻挫して、長期間の通院治療を行っております。

そのため、相手方の車両の修理費のほか、治療費、傷害慰謝料等188万8,586円を賠償しております。

次に、4ページ、6番目の平成27年8月18日の事案は、生活安全部生活安全企画課の警察官が、捜査用の普通乗用自動車を運転し、黄色点滅信号の交差点を通過する際、左方の赤色点滅信号から進行してきた相手方車両と出会い頭に衝突した事故であります。

この事故で、相手方車両の修理費用3万6,049円を賠償しております。

最後に、4ページ、7番目の平成27年11月18日の事案は、延岡警察署の警察官が、捜査用務のため捜査関係者である相手方と、それぞれの車両で延岡市清掃工場に立ち寄った際の事故であります。

当該職員が、延岡市清掃工場敷地内で捜査用の普通乗用自動車の後退して駐車する際、追従してきた後方に停車していた相手車両に気づかず衝突したものであります。

この事故で、相手方車両の修理費用11万357円を賠償しています。

今回の3件は、県有車両の交通事故を御報告させていただきました。

県警では、昨年からの警察職員の交通事故防止対策をより一層推進しており、平成27年度の損害賠償の必要な交通事故の発生件数は、年間で16件ありました。

平成26年度の発生件数35件と比較すると大きく減少はしておりますが、警察職員による交通事故の発生は、県民の信頼を損なうことにもつながるものでありますので、今後とも各種対策を推進して警察職員の交通事故防止に努めてまいりたいと思います。

以上で、損害賠償を定めたことについての御報告を終了いたします。

○重松委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○井本委員 この過失割合はどのくらいですか。

○新島警務部長 まず、1件目でございますが、これは、過失割合は、職員方が過失100%、相手方ゼロと認定しております。職員側には方向転換を行う際、後方の安全不確認の過失があり、相手方は信号待ちで停止していたため、過失は問えません。

次が、2件目でございますが、これは、職員

側が20%、相手方80%と認定しております。職員側は黄色の点滅信号の交差点に進入する際に、相手方の車両の動静を注視していなかった過失があり、相手方につきましては、赤色の点滅信号の交差点に進入する際に一時停止を怠り、左右の安全を確認しなかった過失があります。

3件目でございますが、職員側100%、相手方ゼロ%と認定しております。これにつきましても、職員側の後退時の後方安全不確認が過失であり、相手方は停止しておりましたので過失を問うことはできません。

○緒嶋委員 宮崎高千穂通りの20%と80%、これはパトカーですか。

○新島警務部長 2件目の車両は、捜査用の普通乗用自動車でございます。

○緒嶋委員 その警察の車の修理はどうなったわけですか。この20%を、向こうにこっちから払ったわけでしょう。そして、警察の車の修理はどうなったんですか。

○廣澤会計課長 公用車の修理代につきましては、その分は県費でやっております。

○鬼塚首席監察官 修理は県警で行うんですが、交渉の関係で、車の修理費の20%は当署で持ちますけど、80%は相手から支払ってもらうということでございます。

○緒嶋委員 であれば、この3万6,000円というのは、20%の分が3万6,000円だったということですか。

○鬼塚首席監察官 そうです。

○緒嶋委員 であれば、県の車の修理代は、また向こうから80%はもらったということですか。

○鬼塚首席監察官 当件の示談というか、相手とのやりとりは、それぞれ一応自分で自分のところを支払って、それから、相手から必要な額をもらうということでございます。

○緒嶋委員 県警がもらった金の収入は、修理した金はどこに入るわけです。修理代の収入は。

○廣澤会計課長 雑入で、歳入として入ります。

○緒嶋委員 報告の場合は、パーセントではつきりしとれば、雑入でどっかに入ったというのが報告の中であるのが正しいんじゃないですか。これは、相手方のことだけで、自分たちに収入が入ったということ、雑入が入ったということ、報告として。大した額じゃないけれど、それは公的なことだから、個人ならそれでいいけれど、正式にはそこ辺が明確じゃないと。どこに入ったかわからんというのは。

○新島警務部長 御指摘のとおりでございます。失礼いたしました。

○緒嶋委員 これは今からでも起こること、これは県警の車だけじゃなく、公用車の場合は、ほかのとも同じだと思うんです。だから、これは今後の一つの報告の仕方というのは、そこ辺を全体的にまた我々も考えないといかんかなと思います。

○重松委員長 よろしいですか。

では、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

○鳥井交通部長 お手元に平成27年中の交通事故情勢と本年の取組についてという資料があるかと思えますけれども、この資料に基づき、昨年の交通事故情勢の点について報告させていただきます。

まず、昨年の交通事故の発生状況でございますけれども、いわゆる発生件数、人身事故の数でございますけれども、9,455件、死者52人、負傷者1万958人という結果でございました。ただ、関係機関の御尽力もありまして、いわゆる人身事故の発生件数は5年連続で減少、また、負傷者も6年連続で減少しているという状況にあります。

ただ、交通事故で亡くなった方52人ということで、前の年を3人上回った。5年平均でしてみますと52人ということで、非常に50人前後の厚い壁があるなど感じておるところでございます。

2番目に記載しております交通事故の主な特徴でございます。

まず、人身事故、けがの出た事故ですけれども、原因別では、やはり脇見、安全不確認といった、いわゆるてげてげ運転の事故が約7割を占めておるといふ現状がございます。

時間帯別では、車がふえる朝夕の通勤、通学時間帯、午前7時から9時、夕方5時から7時までの間に3割強が発生しておるといふ状況です。

道路形状別では、交差点及び交差点付近での事故が約半数を占めております。次に多いのが直線道路ということで、いかに運転手の皆さんが緊張感を欠いている運転をしているかというのが御理解いただけたと思います。また、追突事故が最も多く、4割を占めている現状でございます。

続きまして、死亡事故のほうですけれども、52人のうち35人が65歳以上の高齢者ということで67.3%、全国平均を大きく12.7ポイント上回っておるといふところがございます。また、高齢者が第一原因者の事故が非常に多くなっております。死亡事故50件中18件が高齢者に原因のある事故でございました。また、事故の原因も脇見、安全不確認等による事故が約半数を占めております。ここには書いてありませんけれども、道路形状別では、交差点付近とともに直線道路で死亡事故が多発しておるといふ状況でございます。死者の状態別では、昨年は歩行者の死者数52人中25人ということで、歩行者がはねられるケースが多かった。歩行者の死者のうち高齢

者が19人亡くなっておるという現状でございます。

このような状況を受けまして、やはり高齢者対策が一番の課題ということで、ことしは5項目を最重点に取り組んでいきたいと。交通安全教育・広報啓発活動であり、高齢者の交通安全対策、実効ある交通指導取り締まり、道路環境の整備、運転者対策の推進、この5項目を最重点に交通事故抑止に努めてまいりたいと思えます。

特に、高齢者対策につきましては、社会全体での取り組みが強化されるように、これまで以上に県、市町村、交通安全協会、自動車学校、医師会といった各関係機関との連携、これをさらに密にして、いわゆる社会全体で高齢者の事故等を防ぐべく頑張っていきたいと思えます。

報告は以上です。

○重松委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○井本委員 今回、議場で徳重さんが、てげてげ運転という名前が悪い悪いと、随分言ったんだけど、私からすると私はいいと。これは主観的なものだから、私はいいと思っているんだよね。非常にこれ宮崎的で、ある意味、ああ、いかなんと私なんか思うし。もし、あれをやめるとか、何か改良するという話をこの前、答弁では言ったから本当に悪いかどうか多くの人にちょっと一遍は聞いてみて。1人の人間の意見だけでやっぱり改めるというのは、私はどうかと実は思っているんです。だから、その辺は一つ一つ皆さんの意見を聞いて、改めるんなら改めてもいいけど。

○鳥井交通部長 委員が御指摘のとおり、てげてげ運転というのは、平成21年からいろいろ公

募等を行いまして県民運動として取り組んできたところであります。県民向けですので、いいかげんな、てげてげな、そういった運転をやめようということで県内向けに取り組んできたところであります。確かに、県外の人からは当然わかりにくいということで、特に県外客が多い2月の時期なんかは、てげてげ運転追放という道路標示板からはこのてげてげ運転を外せと、県外の運転者が何じゃろうかって考えながら進むこと自体が事故の原因だということで、そういう運用等を行っているところです。4月以降、第10次の基本計画の中では、現在、県のほうで公布等を行いまして、また、これにかわる漫然運転というふうになるのか、そういったところで、てげてげ運転の県民運動としてはやめますけれども、これまでの引き続き標語としては、こういう言葉は残っていくのかなど。ただ、4月以降は、県民運動としてはてげてげ運転にかわる文言を考えておるところでございます。

○緒嶋委員 これは、東国原知事のときにできたから、あの人が知事ならてげてげでいいっちゃろうけれど、もう河野知事になったから、そこ辺はちょっと考えた方がいいかしらん。

○田口委員 前回の常任委員会のときに御報告いただいて、2月からの、例のバスレーンの優先がちょうど1カ月ぐらいたったところなんです。現在、渋滞状況とか、あるいは県民からクレームがあったとか、一番の主目的はバスの定時走行ということだったんでしょうが、その状況をちょっと教えていただけますか。わかる範囲で結構です。

○鳥井交通部長 バスレーンは、さきに御報告したとおり、昭和49年から朝2時間、夕方2時間という規制をかけていたところがございます。今回、実態調査等をして、この時間を朝1時間、

夕方1時間に短縮、距離も短縮して、いわゆる大量公共交通機関の定時性等を図って、結果的には交通総量抑制、さらにはエコに優しい環境をつくろうということで、2月1日から変更して取り組んでおるところです。

確かに、2月1日から1週間、あの3キロ区間に80人の警察官を配置して実施したところですが。当日は、かなり戸惑い等も見られました。渋滞等もかなり発生したところですが、ところが、2週間、3週間と進めるうちに、かなり県民の皆様浸透してきたといえますか、バスレーン区間を避ける傾向はあるようです。

それと、では、全然渋滞がないのかという点においては、やはり雨の日はかなり渋滞しております。バスレーン区間に現在、警察官30人近く立って誘導等を行っておるところなんですけれども、それを避けて、ほかのいわゆる大淀大橋とか天満橋、こっちの方向に車が流れるということで、雨の日の渋滞は激しくなっております。ただ、こういう、晴れた日は雨の日に比べて車で出勤される方も少ないのかわかりませんが、大きな渋滞等は発生しておりません。

ただ、県民の皆さんの反応ですけれども、もう規制を始めた直後は苦情等が多々寄せられました。ただ、1カ月間経過した中で、いわゆる反対意見といえますか、苦情等は40件には満たっておりません。その内容というのは、宮崎ではバスレーンは必要ないじゃないとか、警察は渋滞するとわかっていてやったのかとか、いろんな反対意見が寄せられたところですが。

いずれにしても、1カ月たちましたけれども、県民の間に定着してきたなという状況でございます。私は、これを徹底することによって、いろんな効果があると思います。後部座席

のシートベルトの着用率というのは非常に悪いんですけども、これが徹底されることによって県民のマナーアップにもつながるし、交通事故、さらには犯罪抑止にもつながるものと考えております。1時間に短縮したということで、朝夕、通勤時間帯、いろいろ県民の皆さんに御迷惑かけているところなんですけれども、やっぱり規制は守られるべきものということで、警察では、今後も朝夕のこの時間帯の交通指導は継続してやっていきたいと思っております。

○田口委員 そうすると、先ほどちょっと答弁がなかったですけど、バスの定時走行というのは大体守られていると思っていいわけですね。

それともう一点、こないだも、悪質な場合には罰金とか等々もあるということでございましたが、今回、1カ月間の中にそういう悪質な違反で検挙したというんですか、例はあるんでしょうか。

○鳥井交通部長 定時走行は確保されているものと見ております。私たちも何回も見ておりますけれども、確保されております。

また、違反検挙、これは現在も指導、警告にとどめているところで、違反での検挙はございません。

○田口委員 わかりました。

○中野委員 ちょっと要望ですけど、信号機、4差路では、こっちとこっち、いろいろありますよね、交通。いろいろ要望してスムーズに流れておったのが、ある日突然にまたもとに戻ったりするんです。もう朝の通勤とか、朝の時間というのは、飛行機に合わせて大体通常の見込みで行くでしょう。何かこの間、信号機か何かのふぐあいかなり一方が渋滞したんです。それも今は直っていますけれども、そういうことがないようにしっかり管制というのか何というの

か、そのところでしっかり、そういうのがないようにぜひ頑張ってください。

それともう一つ、さっきの話、警察本部の職員費でちょっとこだわって言いましたけれど、この表を見たら、一番大きなのが退職金の4,500万じゃないですか。例を書くときは、一番大きいのを書くもんです。だから、何でこんな差額が出るかなと思った。一番大きいのが退職金の4,500万じゃないですか。多分、私が間違っなければ、いいです。

それともう一つ、確認。さっきの高齢者の講習です。民間委託して講習費、講習金額。これはどこで受けても一緒なんですよ。それだけ、ちょっと。何か所か通知が来ますと、どこどこ講習所で受けられますよってのはがきを書いてあるんです。あれはどこで受けても金額は一緒なんですよ。

○廣澤会計課長 手数料については同じでございます。

○中野委員 いや、手数料って払う金額ですよ。受講者が払う金額。一緒ですね。

○鍋倉運転免許課長 高齢者講習の手数は、県内どこの自動車学校でも同じであります。

以上です。

○重松委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時19分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

企業局の皆さん、お待たせいたしました。

当委員会に付託されました議案等について、局長の説明を求めます。

○四本企業局長 企業局でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

本日は、提出議案3件、その他報告事項3件につきまして御説明させていただきます。

まず、Iの提出議案関係につきましては、議案第59号「平成27年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」、議案第60号「平成27年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）」、議案第61号「平成27年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」の3件でございます。

これらの補正予算につきましては、いずれも人事委員会勧告に準じた給料表の改定等に伴う職員給与費の増額によるものであります。

続きまして、IIのその他報告事項でございますが、1つ目は、企業局施設活用促進・PR事業について、2つ目は、一ツ瀬川県民ゴルフ場開業25周年記念事業クリスマスコンペについて、3つ目は、企業局施設見学ツアー（工業用水道施設）についてであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○重松委員長 局長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○沼口総務課長 それでは、引き続き、お手元の文教警察企業常任委員会資料によりまして御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

議案第59号「平成27年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」であります。

まず、(1)の補正の理由であります。人事委員会の勧告に準じた給料表の改定等に伴う職

員給与費の増額をお願いするものであります。

給与改定の主な内容といたしましては、給料の0.43%の引き上げや勤勉手当の0.1月の引き上げなどであります。

次に、(2)の補正額であります。表の補正予定額の欄をごらんください。

上から2段目でありますが、補正予算額は、事業費1,745万9,000円で、その全額が職員給与費でございます。

内容につきましては、上から5段目の給料手当1,304万3,000円につきましては、給料及び勤勉手当等の引き上げによるものであります。

1つ下の退職給付費153万7,000円につきましては、退職手当の算定のベースとなる給料の引き上げに伴うものであります。

その下の法定厚生費287万9,000円は、給料及び勤勉手当等の引き上げに伴う共済組合の事業主負担金等の増によるものであります。

この結果、電気事業の事業費の合計は、右隣の計の欄の上から2段目のおり、44億6,971万1,000円となります。

資料の2ページのほうになりますが、議案第60号「平成27年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）」であります。

(1)の補正の理由につきましては、電気事業と同様であります。

次に、(2)の補正額であります。表の補正予定額の欄をごらんください。

上から2段目でありますが、補正予定額は、事業費108万9,000円で、全額が職員給与費でございます。

内訳につきましては、上から5段目の給料手当が81万2,000円、1つ下の退職給付費9万6,000円、その下の法定厚生費18万1,000円であり、いずれも電気事業と同様の給料表の改定等に伴う

ものであります。

この結果、工業用水道事業の事業費の合計は、右隣の計の欄の上から2段目のおり、3億8,830万9,000円となります。

資料の3ページをお開きください。

議案第61号「平成27年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」であります。

(1)の補正の理由につきましては、電気事業と同様であります。

次に、(2)の補正額であります。表の補正予定額の欄をごらんください。

上から2段目でありますが、補正予定額は、事業費1万7,000円で、全額、職員給与費でございます。

内訳につきましては、上から5段目の給料手当1万2,000円、その下の法定厚生費5,000円であり、いずれも電気事業と同様の給料表の改定等に伴うものであります。

この結果、地域振興事業の事業費の合計は、右隣の計の欄の上から2段目のおりでございます。2,169万3,000円となります。

議案関係の説明は以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○重松委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○緒嶋委員 事業収益は変わらないということですか。事業収益は、予定どおりの、既定どおりの収益で、費用は要ったが、収益は最初の予算どおりの収益だという見込みということですね。

○沼口総務課長 事業収益のほうは、いろいろ雨が多くなったりとかで上下するわけなんですけれども、今のところ、ことしは雨が多くて順調にいておるといような状況でございます。

○緒嶋委員 順調にいておるといことは、

ある意味では収益がふえることもあり得るわけ
です。最終的にはどういう形で決算になるわけ
ですか。

○沼口総務課長 繰り返しになりますけれども、
いろいろ雨の量が多くて事業収益は当初の見込
みよりかは、ちょっと決算が出てみないとわか
らないわけなんですけれども、かなり期待でき
るのではないかなと思っております。

○四本企業局長 企業局の、特に電気事業の収
益というのは、もっぱら発電量によって上下を
いたします。参考までに申し上げます、ことは
結構、秋から冬にかけての降雨量が多いもの
ですから順調といえますか、見込みを上回るよ
うなペースで進んでおります。ただ、通常、も
うそれは年々降雨はありますので、よほどのこ
とがない限りは、補正ということでは、そこは
いじらずに、あとは決算のときに全て御説明を
して御承認をいただくというような形になって
おります。したがって、今回は、そこはいじっ
ておりません。

○重松委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 次に、その他の報告事項に関す
る説明を求めます。

○沼口総務課長 それでは、その他の報告事項
につきまして、御説明をいたします。

資料の4ページをお開きください。

企業局施設活用促進・PR事業についてであ
ります。

1の事業内容でございますが、県電ホールの
活用促進につきましては、昨年7月の閉会中の
常任委員会で現地をごらんいただきながら御説
明をいたしました、主に会議等で利用されて
いる県電ホールを合唱などの音楽活動にも利用
しやすくなることにより、芸術・文化活動の振

興にも寄与することを目的といたしまして、グ
ランドピアノと簡易ステージの配備を行ったと
ころであります。

2の今後の利用拡大についてであります、
お手元にお配りしておりますリーフレット、こ
れを5,000部作成いたしまして、県内全ての小・
中・高校や公共施設等に配布するとともに、企
業局のホームページでも周知することとしてお
ります。

既に、宮崎市内の県立学校の音楽部から利用
申し込みを受けております。今回、配備しまし
たグランドピアノを利用いただく予定となって
おります。

今後多くの方々に県電ホールを利用
していただくことで、さらなる企業局のPRや
地域貢献につながることを期待しているところ
であります。

続きまして、一ツ瀬川県民ゴルフ場開業25周
年記念事業クリスマスコンペについてでありま
す。

1の事業内容でございますが、昨年11月1日、
同ゴルフ場が開業25周年を迎えたことから、利
用者の皆様への感謝の意味を込めまして、8月
のペアゴルフマッチ、11月のオープン記念コン
ペに続く、第3弾の記念イベントとして、クリ
スマスコンペを開催したものでございます。

2の開催日でございますが、12月23日の祝日に
開催をいたしました。

3の参加者でございますが、当初は120名の予定
を受け付けておりましたが、当日は時折強い雨
が打ちつける荒天というようなことございま
して多くのキャンセルがありまして、実際の参
加は31名でありました。

参加者の皆様は、冷たい雨の中でも熱心にプ
レーされており、そうした姿に県民の皆様が愛

されているゴルフ場だということを改めて実感いたしました。

私ども企業局といたしましては、25周年を一つの節目として、引き続き、指定管理者との連携を図りながら一層のサービス向上に努め、県民の皆様にも親しまれるゴルフ場を目指してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○新穂工務課長 私のほうから、企業局施設見学ツアー（工業用水道施設）について御説明いたします。

資料の5ページをごらんください。

1の目的でございますが、企業局では毎年、細島工業団地の企業へ給水を行っております工業用水道の役割について理解を深めることを目的として、発電所と同様、地元の小学生を対象とした見学会を実施しております。

2の実施概要であります。去る12月3日木曜日と12月4日金曜日の2日間に分け、日向市立富高小学校の4年生63名を対象に、社会科授業の一環として実施したところでございます。

今回は、東郷町にある浄水場施設を見学したほか、ユーザー企業の一つである中国木材株式会社の協力を得まして、同社日向工場の見学をさせていただきました。中ほどの写真は、当日の見学の様子であります。

子供たちにとって、地域の工業用水の役割を勉強するとともに、木材加工の過程についても学習する機会となり、自分たちの住んでいる日向市のことについて一層の理解が深まったものと考えております。

その他報告事項の説明は以上でございます。

○重松委員長 その他の報告事項に関する執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○中野委員 一つだけ。県電ホールの音響はそのままでですか。

○沼口総務課長 以前、スピーカーが多過ぎまして、いろいろと音が反射するというようなこともございましたので、スピーカーの数を少なくいたしまして、そういった音の反響を少なくはしておるといようなことでございます。

○重松委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、その他で、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないようでございます。

それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午後1時1分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

教育委員会の皆さん、お疲れさまでございます。

当委員会に付託されました議案等について教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まことに申しわけないことでございますが、まず、おわびを申し上げたいと思います。

職員の綱紀保持及び服務規律の遵守については、繰り返し厳しく指導をしてきているところでありますが、先月、2月8日に公立小学校の事務主査が、道路交通法違反等の疑いにより逮捕されるという事案が発生いたしました。このことは、本県教育に対する信頼を大きく裏切る極めて遺憾なことであり、県民の皆様や委員の

皆様に心からお詫びを申し上げたいと思います。申しわけございません。

本件につきましては、詳細な調査をしているところでありまして、事実関係が確認でき次第、厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、文部科学省の調査により、本県におきましても、教員等が検定申請中の教科書を閲覧し、その対価として謝金を受け取るなど、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるような事案が発生しましたことにつきましては、大変遺憾であり、県民の皆様のご信頼を失うことになりましたことを大変申しわけなく思っております。心からお詫びを申し上げます。

現在、重ねて調査等を実施しておりまして、当初予算審議を行う常任委員会で取りまとめて御報告をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それから、お礼を申し上げたいと思っておりますが、学校等からいろんな機会に県議会議員の皆様方に行事等御出席いただいているということを知っております。全ては御報告いたしません、本当に激励をいただくなど、日ごろより教育行政の推進のために特段の御理解と御支援を賜っていますことを深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

これから座って説明させていただきます。

それでは、お手元の文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。薄い冊子でございます。表紙をお開きいただき、左側の目次をごらんください。

今回、御審議いただきます議案は、議案第46号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算」など5件でございます。

その他報告事項といたしましては、平成31年度全国高等学校総合体育大会南部九州大会の開

催について御報告をさせていただきます。

このうち、補正予算についてであります、右にあります1ページをごらんください。

今回の教育委員会の一般会計補正予算は、表の下から5段目の太線で囲んでおります合計の欄の右から4番目に記載しておりますように、20億7,450万円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、1,049億3,230万2,000円でございます。

また、特別会計の補正予算は、下から2段目の太線で囲んでおります合計の欄の右から4番目に記載しておりますように、2億9,859万8,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、18億3,738万7,000円でございます。

その結果、一番下の太線で囲んでおります総計の欄の右から4番目にありますように、17億7,590万2,000円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その2つ右の欄にありますように、1,067億6,968万9,000円となります。

私のほうからの説明は以上であります、引き続き、関係課室長が説明をさせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○重松委員長 教育長の概要説明が終了いたしました。

初めに、議案に関する説明を求めます。

○大西総務課長 総務課でございます。総務課関係の平成27年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成27年度2月補正歳出予算説明資料、こちらのほうをお願いいたします。

総務課のインデックスのところ、387ページを

お願いいたします。表の左から2列目、補正額の欄をごらんください。

今回の補正は、一般会計1億495万3,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、38億8,981万2,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

389ページをお願いいたします。

真ん中より少し下あたりになりますが、(目)事務局費の(事項)職員費263万1,000円の減額であります。これは、事務局職員の給与改定、執行残などによるものであります。

次に、その下の(事項)一般運営費612万5,000円の減額であります。これは、主に、中部教育事務所移転に係る委託料の執行残などによるものであります。

次に、390ページをお願いいたします。

下から4段目、(目)教育研修センター費の(事項)教育研修センター費5,991万3,000円の減額であります。これは、主に、説明欄の4にあります、教育研修センター施設改修事業における工事請負費の執行残などによるものであります。

次に、一番下の段、(目)社会教育総務費であります。391ページをお願いいたします。

1段目の(事項)職員費513万7,000円、また、その3つ下の段、(目)保健体育総務費の(事項)職員費が3,035万円の減額となっております。これは、いずれも事務局職員の給与改定、執行残などによるものであります。

総務課関係につきましては以上であります。

○田方財務福利課長 財務福利課関係について御説明を申し上げます。

同じ資料の平成27年度2月補正歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、393

ページをお願いいたします。

財務福利課の補正予算額は、総額で129万6,000円の減額補正でございまして、補正後の額は、同じ行の右から3列目の80億2,956万5,000円です。

その内訳につきましては、1段下の一般会計の欄にあります2億9,989万4,000円の減額補正、4段下にあります特別会計が2億9,859万8,000円の増額補正であります。

それでは、補正をお願いいたします主な事項につきまして御説明をいたします。

1ページ飛んで、395ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)維持管理費につきまして、1億1,727万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、学校施設の維持管理に係る営繕工事等の入札執行残であります。

次に、396ページをお願いいたします。

上から5段目、(事項)育英事業費につきまして、3,935万円の増額補正をお願いをしております。

これは、一般会計で収納しました返還金の宮崎県育英資金特別会計への繰出金を増額するものでございます。

次に、下から3段目、(事項)高等学校就学支援事業費につきまして、7,781万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、就学支援金及び奨学のための給付金の対象者が当初の見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、1ページ飛びまして、398ページをお願いいたします。

上から2段目、(事項)一般運営費(高等学校)につきまして、2,040万円の減額補正をお願いしております。これは、学校の各種設備の保守管理に係る委託料の執行残などによるものでござ

います。

次に、1ページ飛びまして、400ページをお願いいたします。

上から3段目、(事項)文教施設災害復旧費につきまして、8,541万7,000円の減額補正をお願いしております。これは、各種災害により被害を受けた教育施設等の災害復旧に要する経費ですが、本年度は、災害復旧費で対応を要する災害が少なかったことによる執行残でございます。

次に、401ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります(事項)育英事業費につきまして、2億9,859万8,000円の増額補正をお願いしております。これは、平成26年度歳入歳出予算の事業費の確定等に伴いまして増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○川越学校政策課長 学校政策関係の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の学校政策課のインデックスのところ、403ページをお開きください。

学校政策課の補正額としましては、7,097万1,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目でございますが、4億6,826万6,000円であります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

405ページをお開きください。

初めに、一番下の(事項)学力向上推進費2,520万6,000円の減額であります。このうち、説明欄の7、高校生グローバル・リーダー育成支援事業1,523万9,000円の減額であります。これは、国の委託事業で、国際的に活躍できる人材を育成するスーパーグローバルハイスクールの指定に係る経費ですが、国の委託額が当初要

望していた額を下回ったこと等によるものであります。

続きまして、406ページをお開きください。

一番上の(事項)指導者養成費3,944万1,000円の減額であります。このうち、説明欄の2、初任者研修事業3,041万4,000円の減額であります。これは、新規採用の教員が校外の研修で不在となる期間に、その補充として配置する非常勤講師の報酬や旅費等の執行残であります。

次に、3の国際理解教育推進事業507万2,000円の減額であります。これは、主に、ALT、外国語指導助手でございますが、これの雇用に係る経費であり、ALTの任用期間は5年を上限として毎年更新を行い、その報酬単価は、任用年数によってだんだんと高くなっていきます。本年度は、任用の更新をしたALTが少なく、報酬単価の低い新規のALTを多く任用したことに伴い、見込み額を下回ったものによります。

続きまして、408ページをお開きください。

(事項)学校安全推進費207万7,000円の減額であります。このうち、説明欄の4、防災教育を中心とした学校安全教育推進事業84万6,000円の減額であります。これは、高校生を対象に防災士等を活用した研修や講座、さらに、地域や団体と連携した実践研究等を行うことにより、学校における安全教育や安全管理の充実を図るものでありますが、旅費などの実績が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

学校政策課は以上であります。

○坂元特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。特別支援教育室のインデックスのところ、409ページをお開きください。

特別支援教育室の補正額といたしましては、6,051万4,000円の減額補正であります。その主な内容を御説明いたします。

411ページをお願いいたします。

補正額といたしましては、6,051万4,000円の減額補正であります。補正後の額は、右から3番目の欄になります。8,739万6,000円になります。

その主なものについて御説明申し上げます。

(事項) 特別支援教育振興費であります。このうち、説明欄5の特別支援学校医療的ケア実施事業の1,580万5,000円の減額でございます。

この事業は、たんの吸引や経管栄養などの医療的な介助を必要とする児童生徒が、安全で安心な学校生活を送るために特別支援学校に看護師を配置するものであります。児童生徒の病気等による長期欠席等により、看護師の勤務日数が見込みよりも少なくなったことにより生じた執行残を減額するものでございます。

次に、説明欄12の特別支援教育エリアサポート体制強化事業の2,774万6,000円の減額でございます。

この事業は、国の委託を受けまして、小中学校において、障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒と一緒に教育するための必要な配慮、つまり合理的配慮の実践事例の収集等を行う合理的配慮協力員を各地域の拠点となる特別支援学校に配置するとともに、専門性の向上に関する研修等を実施するものでございます。国の委託額が要求額より2,671万円ほど減額されたことによるものでございます。

次に、説明欄14の県立高等学校生活支援充実事業の607万9,000円の減額でございます。

この事業は、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるよう、授業準備等の介助を行う生活支援員を配置するものでございます。対象生徒の進路変更や体調不良等で欠席したことで配慮を要

しなくなったことにより執行残を減額するものでございます。

その他につきましては、それぞれの事業における事業費等の執行残でございます。

説明は以上でございます。

○西田教職員課長 教職員課関係の補正予算について御説明いたします。

平成27年度2月補正歳出予算説明資料、教職員課のインデックスのところ、413ページをお開きください。

一般会計12億4,281万5,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3列目の923億8,172万2,000円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

415ページをごらんください。

まず、上の段、5段目の(事項)教職員人事費であります。1億6,473万5,000円の減額をお願いしております。これは、主に、学校非常勤講師などの報酬等につきまして、勤務日数の実績が当初の見込みを下回ったために減額するものであります。

次に、下から4段目の(事項)退職手当費であります。7億9,192万1,000円の減額をお願いしております。これは、退職予定者数が当初の見込みより減ったことに伴いまして減額するものでございます。

次に、下から2段目の(項)小学校費であります。

次のページに移りまして、416ページの一番上の段であります。この(事項)職員費につきまして2億7,761万4,000円の減額を、(事項)旅費におきまして1,072万6,000円の減額をお願いしております。

次に、中ほどの(項)中学校費であります。この(事項)職員費につきまして6,634万5,000円の

減額を、(事項)旅費につきまして570万3,000円の減額をお願いしております。

次に、下から4段目の(項)高等学校費であります。が、(事項)職員費につきまして322万円の減額をお願いしております。

次のページに移りまして、417ページの一番上の段、(項)特別支援学校費であります。が、(事項)職員費につきまして8,242万4,000円の増額を、(事項)旅費につきまして939万5,000円の減額をお願いしております。

以上、職員費及び旅費につきましては、いずれも給与改定や執行残等に伴う補正であります。

続きまして、提出議案について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料の3ページをお開きください。

議案第69号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります。が、平成27年度の人事委員会勧告等を踏まえまして、教育委員会が所管する市町村立学校職員の給与等に関する条例等について、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要についてであります。が、(1)にありますとおり、人事委員会勧告等に基づき、教育職給料表の改定等により月例給を引き上げます。

(2)につきましては、地方公務員法の改正に伴い、これまで人事委員会規則で定められていた給料表の級ごとの基準となる職務を給与条例に定めるものであります。

なお、一例として教育職給料表を記載しております。

(3)につきましては、学校教育法の改正を

踏まえまして、義務教育学校の名称を規定するものであります。

次に、3の改正を要する条例についてであります。が、市町村立学校職員の給与等に関する条例等、5つの条例を改正します。

最後に、4の施行期日についてであります。が、公布の日から施行し、平成27年4月1日にさかのぼって適用します。

ただし、2の(2)及び(3)については、平成28年4月1日から施行します。

なお、給料表等以外の諸手当の改定及び県立学校職員に係る給与改定につきましては、知事部局所管の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例におきまして、現在、総務政策常任委員会で御審議いただいているところであります。

教職員課は以上でございます。

○恵利生涯学習課長 生涯学習課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところ、419ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で3,257万1,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は、右から3番目にありますように、4億9,173万3,000円となります。

主なものについて御説明をいたします。421ページをごらんください。

上から4段目の(目)社会教育総務費につきまして、690万1,000円の減額をお願いしております。主なものは、中ほどの(事項)成人青少年教育費の説明の3、県民総ぐるみ教育推進事業の420万2,000円でございます。

この事業は、国費と県費から市町村へ補助を行います。が、その交付額の決定に伴う減額でございます。

次の422ページをお開きください。

上から3段目の(目)図書館費につきまして、959万5,000円の減額をお願いしております。主なものは、その下にございます(事項)図書館費の説明の1、管理運営費が346万4,000円の減額でございます。

これは、図書館に係る設備機器の再リースによる使用賃借料の残、警備、清掃委託などの入札残などによるものでございます。

次のページ、423ページをお願いいたします。

上から2段目の(目)美術館費につきまして、1,607万5,000円の減額をお願いしております。主なものは、その下の(事項)美術館費の説明の2、管理運営費が464万2,000円の減額でございます。

これは、美術館に係る光熱水費の残、警備、清掃委託などの入札残などによるものでございます。

また、1つ下の(事項)美術館普及活動事業費の説明の3、特別展費が759万9,000円の減額でございます。

これは、ディズニー展における業務委託料の残や国立近代美術館工芸館名品展における作品輸送経費が当初の見込みより下回ったことなどによるものでございます。

生涯学習課関係は以上でございます。

○古木スポーツ振興課長 スポーツ振興課関係の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、425ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で3,086万9,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は、ページの右から3列目の8億7,666万9,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明いた

します。

428ページをお開きください。

ページの上から2段目にございます事項名、健康教育指導費でございます。530万円の減額補正をお願いしております。

主なものといたしましては、説明欄の2、養護教諭等研修事業における非常勤講師の報酬や、研修に係る講師謝金や旅費などの執行残のほか、5の豊かな心・健やかな体を育む食育推進事業において、国の委託事業が不採択となったことによるものでございます。

次に、その下にあります事項名、保健管理指導費でございます。372万1,000円の減額補正をお願いしております。

主なものといたしましては、説明欄の1、県立学校児童生徒保健管理指導における児童生徒の各種健康診断や心臓検診に係る検診料等の執行残でございます。

次に、その下にございます事項名、学校安全推進費でございます。729万円の減額補正をお願いしております。

これは、説明欄の1、日本スポーツ振興センター共済事業における学校管理下での児童生徒の負傷や疾病などに対する共済給付金の執行残でございます。

最後に、その下にあります事項名、体育大会費でございます。971万2,000円の減額補正をお願いしております。

主なものといたしましては、説明欄の1、国民体育大会経費における選手派遣に係る経費等の執行残でございます。

続きまして、提出議案についてでございます。

お手元の常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

議案第66号「教育関係使用料及び手数料徴収

条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由についてであります。銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正に伴い、競技用空気銃の使用に関して、年少射撃資格者の年齢の要件が14歳から10歳に引き下げられたことなどに伴う改正でございます。

次に、2の改正の概要についてであります。宮崎県ライフル射撃競技場のエアライフル射場の使用料徴収対象者を中学校及び高等学校生徒から10歳以上の児童・生徒に変更するものなどであります。

3の施行期日であります。公布の日としております。

続きまして、4ページをお開きください。

議案第74号「教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正理由についてであります。銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正に伴い、競技用空気銃の使用に関して、年少射撃資格者の年齢要件が14歳から10歳に引き下げられたことに伴う改正であります。

次に、2の改正の概要についてであります。

現在、宮崎県ライフル射撃競技場の管理につきましては、指定管理者が行っているところでありますが、競技場の利用料金は、県の基準に従って指定管理者が定めることとされております。その基準となります宮崎県ライフル射撃競技場のエアライフル射場の利用料金徴収対象者を中学校及び高等学校生徒から10歳以上の児童・生徒に変更するものでございます。

3の施行期日であります。公布の日としております。

スポーツ振興課の説明は以上でございます。

○大西文化財課長 文化財課の補正予算について御説明いたします。

平成27年度2月補正歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、431ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般会計予算で、2億3,083万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、5億3,671万9,000円となります。

それでは、その主なものにつきまして、御説明いたします。433ページをお開きください。

初めに、上から5段目の(事項)文化財保護顕彰費につきまして、765万5,000円の減額補正をお願いしております。

主な理由といたしましては、説明の欄の6、西都原古墳群調査整備活性化事業におきまして、国庫補助額が当初の予定よりも少なかったことにより調査経費が減額となったものであります。

次に、434ページをお願いします。

3段目の(事項)埋蔵文化財保護対策費につきまして、1億8,969万2,000円の減額補正をお願いしております。

主な理由といたしましては、説明欄の3の農業水利・土地改良事業発掘調査におきまして、九州農政局が実施します農業水利事業に伴う発掘調査につきまして当初2遺跡を予定しておりましたが、1遺跡について事前の試掘調査の結果、遺跡が確認されず本調査の必要がなくなったことにより、発掘調査の経費が減額となったものであります。

また、その下の4、埋蔵文化財発掘調査の(1)国道等発掘調査及び(2)東九州自動車道関連発掘調査におきましては、用地買収等のおくれにより発掘調査に取りかかることができなかつたり、事前の試掘調査の結果、遺跡が確認され

ず、当初予定しておりました本調査の面積が減少したことなどにより、発掘調査経費の減額となったものであります。

なお、国道等及び東九州自動車道関連発掘調査は、事業者であります国土交通省と西日本高速道路株式会社から県が委託を受けて実施しているものでありまして、経費は全額、各事業者の負担となっております。

次に、同じページの一番下の(事項)博物館費につきまして、327万4,000円の減額補正をお願いしております。

主な理由といたしましては、次の435ページになりますが、上から2段目、説明の欄の2、管理運営費でございますが、主に光熱水費等の節約による執行残でございます。

続きまして、同じページの上から5段目の(事項)博物館資料整備費につきまして、2,341万8,000円の減額補正をお願いしております。

主な理由といたしましては、説明の欄の4、民家園文化財再生・伝世事業でございます。

これは、県内の江戸時代に建てられた民家を県総合博物館の敷地に移築展示した、国の重要文化財にも指定されている施設であります。建物の傷みが進んだため、昨年度から改修工事を行ってまいりました。

この改修工事におきまして、当初の予想より耐震補強工事が安価な方法で実施できたことや壁の内部や床下等の木材などの傷みが少なく、新たに使用する木材等が少なく改修することができたことなどにより、工事の経費が減額となったものであります。

文化財課は以上でございます。

○黒木人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育室のイン

デックスのところ、437ページをお開きください。

一般会計で、107万4,000円の減額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、780万7,000円となります。

その主な内容について御説明いたします。439ページをお開きください。

上から5段目にあります(事項)人権教育総合企画費で88万1,000円の減額補正をお願いいたしております。

これは、人権啓発資料作成など、人権教育の総合企画に要する経費の執行残でございます。

次に、(事項)人権教育連絡調整費で、19万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

これは、人権教育関係団体等との連絡調整に要する経費の執行残でございます。

以上でございます。

○重松委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

これから質疑に入りますが、ちょっとここで休憩をとりたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時44分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

議案に関する執行部の説明が終了いたしました。議案に関する質疑をお願いいたします。

○函師委員 歳出予算説明資料の396ページと、それに関して401ページなんです。育英資金事業に関してなんですけれども、繰越金が2億円以上あるにもかかわらず、また、ここに、過年度

収入の確定に伴うということで補正が4,000万弱
されているんですが、これは条例の関係もある
のかもしれませんが、この3億円という
のはある程度年度に、プールしておかなければ
いけないという流れなんですか。

○田方財務福利課長 これは、27年度に必要な
予算を組むわけですが、その中にやはり
含みというのがございますので、その分を含ん
でいるということで3億円ぐらいが出てくる
ということになります。

この中身につきましては、401ページをごらん
いただいて、平成27年度の補正額の2億9,859
万8,000円のその横に、繰入金、それから繰越金、
諸収入というのがあるんですけども、繰入金
と申しますのが、平成26年度の一般会計で計上
した返還金の元金及び延滞利息の額で、一般会
計に入っていたものですから、その一般会計か
ら特別会計に移すということでこの金額になり
ます。

それから、次の繰越金でございますけれども、
その繰越金は決算で認定をさせていただいて、そ
のときに26年度分の特別会計の繰越額というの
が決まってくるんですけども、それが7
億2,900万円余りあります。その中で、歳出予算
における繰越金はそれを見込んでおりませんの
で、その分を見込んで2億1,100万円ぐらいをこ
の中に、今度増額をするということになります。

一番下の諸収入ですけども、特別会計は、
一般会計と特別会計で育英資金というのは運営
しておりますけれども、なかなかこれの中身が
わかりにくいということがありまして、この分
につきましては包括外部監査とか、監査のとき
にも指摘を受けております。改善をしたほうが
いいんじゃないかということがございましたので、
今回、一本化するということにしまして、

特別会計に歳入も入れるということで今回の補
正予算の整理をした結果、この分が、一応4,700
万円余りっていうのが特別会計に計上された
ということで、2億9,800万円が出てくる
ということになります。

○函師委員 おおむね理解はしました。私の理
解が間違っていたので、繰越金の2億1,000万円
余というのは、この育英資金から出ている繰越
金ではなくて、収入の枠として繰越金の中から
育英事業のほうに回ってきているのがこの2
億1,000万円余というような理解でいいですか。

○田方財務福利課長 これは、繰越金、歳入の
中に返還金が出てくるわけですから、その返還
金は、このお金というのは将来的に貸付金に回っ
ていくわけですから、そのサイクルの中で出
てくるお金ですから、特別、別個から持ってくる
という形ではないです。

○函師委員 わかりました。いわゆる繰越金と
いうのは、貸し付けていて、返ってきたものが
そのまま繰り越しという形で積まれていて、ま
た、ここに返ってきてデジタル化される
ということですね。

○田方財務福利課長 そのとおりでございます。

○函師委員 わかりました。

もう一つ、別の質問を。同じ資料の422ページ
なんですけれども、説明がなかったと思うん
ですが、奉仕活動推進費の、特に2番の奉仕活動
費が減額になっていますが、150万程度ですけれ
ど、これはどういう理由ででしょうか。

○恵利生涯学習課長 これは、非常勤職員の報
酬、共済費、通勤手当の残がここにあらわれて
いるということでございます。

○函師委員 それで、この説明事項で非常勤職
員さんのということですが、余り適当じゃない
ような説明じゃないかなと思うんですが、なぜ、

これが奉仕活動という形の名目になるんですか。

○**福田県立図書館長** 奉仕活動費というのは、わかりやすくいいますと、カウンター業務をしていただいている非常勤の職員を雇用しております。その人たちに日数計算で報酬を渡すわけですけれども、お休みその他があって、そのあたりの執行残が出てくるということがございます。

○**緒嶋委員** これは総務課かな。教育研修センター施設改修事業。390ページ。5,807万8,000円。これは、これだけの不用額というか減額になるということは、予定された事業の中で執行残が入札残でこれだけ出たわけですか。

○**大西総務課長** おっしゃるとおりでございます。工事請負費が、この場合、当初予算が8億7,000万余ございまして、そのうち5,600万円余が執行残ということになっております。おっしゃるように、落札といたしまししょうか、入札残が相当出ていまして、おおむね、例えば建設主体工事が、予定価格に対して最終契約額が率にすると90.8%であったりですとか、そういう関係もありまして、この金額の減額ということになっております。

○**緒嶋委員** これだけ入札残が出るというのは悪いことじゃないわけですが、これはやはり内部施設をこの残金で回すというようなことは、目的外になるわけですかね。恐らく施設ができれば、それに必要な備品というものもあると思うんです。そういう使い方はできんかったわけですか。

○**大西総務課長** 実は、ありがたいことに執行残が少し出ましたので、新しい建物の中に必要となる備品類について財政課とも協議をさせていただいた上で、少し備品費のほうに流用をさせていただきました。

○**緒嶋委員** 少しじゃなくて余計、流用されたほうがよかったんじゃないか。

○**大西総務課長** 相当程度、回させていただきます。ありがとうございます。

○**緒嶋委員** それでも余ったということならいいですけど、後で、しまったと思うことのないようにしていただきたいと思います。

それから、395ページ、これは財務福利課かな。維持管理費が、やはりこれも1億1,727万9,000円、かなり出ておるわけです。教育委員会は大体予算取りが下手なほうだけれど、こんなに残余を出すということは、まず、これは財政課が厳しく返せと言ったわけですか。これは金額が、必要なものはどれだけでもあるわけですので、こういう点では、組まれた予算をうまく使うというのが一つの重要な視点にならないといけないと思うのですけれど、どうですか。財政課に協力したということですか。

○**田方財務福利課長** この予算の残りといえますのは、やっぱり入札の執行残になります。今、おっしゃいましたように、1件の工事、例えば建物、この工事をやるっていうのを年度当初に決めておりますので、その工事をやるための金額としていただいております。それで、大体1億1,727万9,000円の残額と申しますと、当初予算と最終予算の比率でいくと90.6%ぐらいの執行率になります。営繕工事の一般競争入札による落札率を見ますと、おおむね91%程度ですから、この予算額で大体、これぐらいの残りが出たということになります。

これを回せないかということなんですけれども、工事は設計がありまして、年度当初で設計をしたものでないと工事というのはなかなかできないということがありますので、年度当初、予定したものの工事は全てをやっているという

ことで入札執行残ということになります。

○緒嶋委員 もちろんそういうことはわかるんですけども、施設は、営繕なんかは悪いのが翌年で繰り越しというのかなり出てくるわけです。そこ辺はかなり、財政課との相談にもなると思うんですけど、やっぱりある程度、この予算で繰り越してでも一日でも早く営繕をうまくやったほうがいい場合もあるわけですので、そこ辺が教育委員会としては、私から見ればもったいないというような、わざわざ予算的にいただいたものを返す必要はないんじゃないかと思うから、それは言われたとおり、決められたほどやればというのが一つのルールであるけれども、そこ辺を臨機応変にやって、学校の施設運営というのはやはり子供のためにも教育施設としても充実したほうがいいわけですので、そういうことはぜひ、金を残せばいいという形じゃなくて、有効にいかんにかという視点も私は必要じゃないかなという気がするわけです。

○田方財務福利課長 ありがたいことですが、一応大きなものは、先ほど申し上げたとおりなんですけれども、維持管理費の中でも修繕費とかいうのは学校執行でやっていただいて、なるべく学校が困らないように、悪いところは修繕ができるように伝達をしながらやっておりますので、その点は予算を有効に使っていきたいと思っております。

○緒嶋委員 特別支援教育振興費、これは411ページ。これも国のほうから10分の10来るような補助事業というか、そういうものがかなり減額にされておりますけれども、これはやはりどうにもならなかったというか、国からこれだけしか配付できないと言われれば、もう仕方がないことでありますけれども、特別支援教育エリアサポート体制強化事業とか、いろいろいい事業

であると思うんですけど、こういうのは仕方がなかったんですか。

○坂元特別支援教育室長 実は、委員がおっしゃるとおり、これは国が10分の10で、3,600万程度で計画を出したんですが、4分の1の900万というふうに、非常に大きな減額の査定になりました。本室で約40%ぐらいを国費のほうで賄っているような状況もあるんですけども、その中で、これは絶対きちんとやらないといけないというのは県費のほうで賄い、それを補充するようなことを、国のほうで予算をとという形でやっております。

ただ、いかんせん4分の1になったということで、やっぱり計画の見直しをすることになりました。具体的には、合理的配慮協力員というのを14名配置するところを3名となりましたので、この3名を県央、県北、県西の大きな学校に配置いたしまして、この業務というのが、いろんな事例を集めるという業務でしたけれども、今、それをたくさん集めていて、2年間やった実績がありますんで、ちょっとその内容を集めるという方向から整理をして、学校が使いやすい形で整理したのを、学校のほうに提供するというような形の業務に少しシフトといたしましうか、業務を変えまして、そういう形で、できるだけ子供たちの、先生方の影響にならないような形で、少なくなりましたけれども、工夫をしたところであります。幸い合理的配慮協力員というのが直接子供に教える教員ではなくて、先生方にいろんな事例を紹介するという形でしたので、直接的な影響はなかったんですが、ただやはり大きな計画の見直しをしたというのがあります。

○緒嶋委員 できるだけ国の金はいただいたほうがいいわけですので、ぜひ努力していただき

たいと思います。

それから、434ページの埋蔵文化財保護対策費、これは、いろいろ開発行為をする場合には埋蔵文化財の調査をすると。これがそれぞれの、ここでも書いてある国道とか東九州道とかですが、そういう道路整備とか開発行為が埋蔵文化財の調査によってはかなり停滞するというか、事業の進捗がおくれるということがあるんですけども、そういうことがないようにスピーディーにやってもらいたいんですけども、これははけでやるような仕事だからなかなか重機でやるようにはいかんわけですが。そのことで事業の進捗に影響が出るというようなことは、この27年度はなかったですか。

○大西文化財課長 結論から申しますと、進捗に支障は出ないようになっております。将来的に供用開始の時期が大体決まっていますので、そこまでに、少なくとも発掘調査で供用開始がおくれたと言われないような努力はしなきゃいけないと思っています。

○緒嶋委員 これはもう、県のほうは、例えば10分の10、皆それぞれの事業者が金を出すから県の財政には何ら金銭的には影響がないけれども、事業の進捗がこのことでおくれるということはやはり問題でありますので、今、言われたようなことで、できるだけスピーディーに、円滑にものが進むようには努力してほしいと思います。

次は、きょう、博物館長は見えちよるかな。

民家園の文化財再生・伝世事業ですね。これは、民家が5軒ぐらいあるんですか。もとは江戸時代のもので貴重なものですが、やはり維持補修というのは絶対必要だと思うんですが、これはマイナス2,299万8,000円となっておりますが、老朽化とか腐食はあんまりしてなかったからということでありましてけれども、まだ、これ

は計画されたものが全て終わったわけじゃないわけですね。

○富高総合博物館長 おっしゃったとおり、民家園に4棟、建物がございましてけれども、今回、終了したのが28年度、ことしの2月に終了しましたけれども、2棟の修理が終わっております。その分の執行残がこれだけあったということで、今後、28年、29年で残りの2棟を改修する予定になっております。

○緒嶋委員 ぜひ、これはそういうことで計画的にやらんと、もう老朽化してしまつて。でも、また金は余計要るわけですし、今度の委員会でも一回、視察へ行くといいかもしれないと思うんですけど。ぜひ貴重なものでありますし、ちょっと目立たんところにあるから、みんな気づかんというか、行ったことのない人も多いんじゃないかなというものですけれども、やはり昔、どういふ家屋に住んでおったのかというのを見るだけでも勉強になると思いますので、この保存は十分に金をかけて、カヤぶきということで火災の心配もあるわけですが、ぜひ、これの保存に力を注いでもらいたいと思います。

○中野委員 ちょっと教えてください。当初予算が大体1,096億1,000万、そのうちのトータルの教職員の人件費というのはどこに出てくるんですか。

○大西総務課長 今ごらんになっている385ページ、ここでいきますと、右から2列目を今おっしゃったんですか。昨年度の分ですけど。

○中野委員 当初予算です。

○大西総務課長 これは26年度の当初予算額です。

○中野委員 これは、27年度ですよ。1,085、補正前の額だから。この人件費。

○大西総務課長 この385ページでいきますと、

平成27年度の補正前の額の欄、この中で教職員課をごらんいただきますと、教職員課、中ほどです。よろしいですか。385ページ。大きな数字が並んでいると思うんですけども、結局教職員課の事業全部が人件費というわけではございませんが、大半が人件費でございまして、トータルでいきますと、大体教育委員会予算の90%程度が職員の人件費ということになっております。

○中野委員 それで、人件費を引いた残りが事業費ということよね。すると、今回の補正額の20億だったね。これ何%が事業費、人件費を抜いて何%ぐらいあったんですか。

○大西総務課長 少しお時間をいただきたいと思えます。

○中野委員 いや、それで、補正マイナス額というのは結構多いんです。だから、人件費はどうしようもないけど、20億というのが事業費ベースでどれぐらいあったのかなど。最終的にはマイナスシーリングがかかるでしょう。この辺がどのぐらいになるんですか。ただ、極端な言い方をすると、県は当初で余計に予算を見せかけようとするわけ。だから、実質、本当に20というのがどれぐらいのあれ。マイナスシーリングは何ぼぐらいやったと。その分で何ぼ。人件費はどうしようもないわな。

○大西総務課長 おっしゃっているところは、マイナスシーリングというよりは当初予算に係る執行保留額のことだと思いますが、おおむね最終的には事務費等について、対象経費が全体に係るわけじゃありませんけれども、対象経費がざっくりいいますと多分8億程度になると思うんですが、そのうちの5%から12%の範囲内で執行保留ということで、節約を図るということになっています。結局、年度途中でどうし

ても必要な経費については、先ほど緒嶋委員がおっしゃったように、当初予算で組まれたとおりに執行するものもございまして、トータルでいくと最終的には5%程度、つまり今回でいうと、約1億程度が節約額ということになるかと思えます。

○中野委員 それと次、もう一つ。スポーツ振興課。県の体育協会への繰り出しというのかな。あれはどこに出てくるんですか。

○古木スポーツ振興課長 県の体育協会に対する補助金のことだと思いますけれども、特に、このページで申し上げますと、428ページのほうにございまして、一つは、一番下のところでございまして、体育大会費のところ国民体育大会に関する経費というのがございまして、ここが一つ大きなものとしてございまして。

それと、続きまして、429ページになりますが、競技力向上推進事業というのが事項のところにあると思えますけれども、ここの選手強化にかかわるところについて、非常に大きな補助金が発生しているということになります。

○中野委員 国民体育大会は別として、これは毎年あるわけか。そうすると、今、大体、体育協会の予算というのは年間どれぐらいなんですか。

○古木スポーツ振興課長 県体育協会にかかわりますものは、全体で、今年度の補助金としましては、27年度当初で2億2,300万ほどなんですけれども、そのうちの国民体育大会に関する経費が9,000万程度ございまして、それを差し引きますと、1億ちょっと超えるぐらいの額が補助金として行っているということになるかと思えます。

○中野委員 わかりました。

○大西総務課長 済みません。遅くなりました。385ページ、歳出予算説明資料のところで御説明させていただきますけれども、補正額の欄をごらんいただきますと、上から2段目、一般会計補正額マイナスの20億円余ということになっております。このうち教職員課の12億円余のうちの、ほとんどが人件費になっております。この補正額が。ざっくりいいますと12億程度。それと、教育庁総務課の分にも事務局職員の分の給与関係が入っています。これが3,800万程度の減額になっています。合わせますと、20億のうちの約12億が人件費の補正減ということですから、その他の経費については8億程度が補正減ということになるかと思えます。

○中野委員 それとちょっと、人件費の退職金のマイナスが出てたですよ。あれは、退職者というのは大体4千万くらいかな、一人あたりにすると。

○西田教職員課長 退職手当につきましては、38名の減ということで、7億9,000万出ております。1人がやはり2,000万を超える金額ですので、そのような状況になっております。

○緒嶋委員 文化財課、433ページ、西都原古墳群調査整備活性化事業、名前はいいんですが、私は宮崎県では西都原古墳群を中心に、あそこの整備を進めることが宮崎県の観光の意味からも、教育的な意味からも一番重要だと思うんです。高千穂はまあまあですが、宮崎県の本当の観光の拠点というのが高千穂以外にどこがあるかといったら余りないです。青島は亜熱帯植物園もあるけど、宮崎県の中心を考えると西都が宮崎県の中心で、そこが活性化されないと宮崎県の観光はなかなか生きてこない。やはり佐賀の吉野ヶ里は、あれがあったから佐賀も物すごく観光客もふえたし、もう今度、新幹線も通ろ

うかというようなことになってきている。だから、この西都原を教育的な意味も含めて整備をするということ、私は大変重要だといつも言っているんですけども、活性化事業なんかの減額になるというのは、これももっぱら500万足らずだから大したことないといつてはそれまでですけど、何かもうちょっと積極的に教育委員会も西都原の活性化というか、古墳、これはもうすばらしいものがあるわけだから、このあたりの考え方がどうも何か積極性がないというか、力が生きてないというか、そういう気がするわけですが、これは残余が出たというのはどういふことですか。

○大西文化財課長 西都原の整備につきまして国庫補助をいただいております。国庫補助で二百数十万ほど減額が生じまして、いわゆる国庫補助がいただけなかったと。2分の1補助なものですから、それに合わせまして県費も減りまして四百数十万の国庫補助に伴う減額、それからあと、50万ほどは執行残が出ております。

以上でございます。

○緒嶋委員 全体的な事業費は幾らだったんですか。これは、残額しか出てない。

○大西文化財課長 2,550万8,000円ほど当初予算で計上させていただきました。

○緒嶋委員 それならば、一応約2,000万の事業はしたということですか。

○大西文化財課長 そのとおりでございます。

○緒嶋委員 ぜひ、今後とも力を入れて、西都原の魅力アップというようなことも含めて、力を入れて整備を進めてほしいということを強く要望しておきます。また、新しい年度の予算で出てくるだろうと思えますけれど。

○日高副委員長 415ページの学校非常勤職員、賃金職員、学校医等の配置による経費が1

億6,400万余の残なんです、なかなかもう教師は多忙で、非常勤講師をフルに活用せんといかんという割には余りにもちょっと残が多いような気がするんですが、そこをちょっと。

○西田教職員課長 非常勤講師につきましては、年間を通して最大限できるように予算化しております、ただ、それが学校行事等で時間が切れたりとか、非常勤を見つけないときにちょっと見つからなかったりとか、そういう分でのこのような残が出ているというような状況になっております。

○日高副委員長 そしたら、そんなに困ってはないわけですね。基本的にこれだけ残が出れば。結局フル活用ということで、最大のフル活用をしたらこれぐらいということですが、それがまず前提にあって、これを進めていかないといけないものかなと思うんです。これはある程度使い切るぐらいの気持ちでやらないと、結局国に教員の、正規の職員をお願いしますと言ったり、非常勤講師の増をお願いしますと言っている割に、この残というのは、正直ちょっと言っていることと現場で行われていることが違うなという気がしていますが、その辺はどうでしょう。

○西田教職員課長 今、議員の言われたように、それぞれの非常勤の講師の状況の中でできるだけ多くの時間を使うようにしないと駄目なということになりますので、その努力をしていきたいと思っております。

○日高副委員長 やはり努力をしていかないといかんと思っております。これは説明がきかないんです。とにかくいろんな形でやっぱりこれからやっていく中で。

あと、427ページです。県営スポーツ施設管理運営に要する経費、これは、人件費とかそうい

うもの、プラス、修繕費もここに入っているんですか。

○古木スポーツ振興課長 このスポーツ施設管理費というところは、ページで申し上げますと、428ページのところの施設管理運営費(直営)と書いておりますけれども、基本的に、例えば県有施設、運動公園の有料施設、ライフル射撃場、県体育館等については指定管理制度等で管理を今、していただいている分がございまして、この運営費につきましては、スポーツ指導センターが一応直営ということで管理をしておりますので、そこにかかわる事業費の残ということでございまして、ここの中には、基本的に施設整備のものは入っていないということで御理解いただければありがたいと思います。

○日高副委員長 どこに入っているんですか。

○古木スポーツ振興課長 しばらくお待ちください。施設整備につきましては、まずは、50万円以下の部分については指定管理のほうに指定管理費としてそこに含まれておりますけれども、例えば運動公園等については、サンマリン球場とかひむか球場等については、基本的に50万円以上の部分は県土整備部で整備を行うということになっております。

○日高副委員長 最後にもう一つ、429ページに宮崎県スポーツ推進基金に関する経費とあるが、宮崎県スポーツ推進基金というのは何なのか。それと、これは積立金とかあるのかなと、その辺がちょっと。

○古木スポーツ振興課長 宮崎県スポーツ推進基金につきましてはございまして、これは、官民一体となって宮崎県におけるスポーツの一層の推進と競技力向上を図るということを目的につくられた基金でございまして、平成24年の4月1日に5億円規模でつくられております。

内容といたしましては、施設及び施設整備以外の財源とすることとなっております、生涯スポーツの推進とか競技力向上に係る事業に充てておりますが、基金の財源といたしましては、宮崎県体育協会からの寄附が3億1,600万円、宮崎県のほうは1億8,400万円を足しまして5億ということで、毎年それを取り崩しながら、今現在、活用しているというような状況でございます。

○日高副委員長 5億円の基金があると。強化費という部分についても一般財源と別枠で、基金という形であるわけですね。その辺体育協会とか、これちょっと議案とはずれるけど、体育協会とかとうまい使い方を、5億円もあれば実のある使い方をしていかないといけないですね。よろしくをお願いします。

○重松委員長 そのほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○田方財務福利課長 損害賠償額を定めたことについて及び宮崎県育英資金貸付金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告をいたします。

別冊の平成28年度2月定例県議会提出報告書をお願いいたします。

インデックスの別紙1のところ、5ページをお開きください。

上から3段目の車両損傷事故の事案についてであります。平成27年12月4日に、延岡市土々呂町5丁目2006番地の17、旧延岡ととろ聴覚支援学校の出入り口付近において、県立延岡しるやま支援学校の日々雇用賃金職員が草刈り作業を行っている最中に、はじいた小石が、自宅

車庫に駐車中の相手方の車両前部に当たり、ウインドーガラス、ボンネット、ヘッドランプ、バンパーカバーを損傷したものでございます。

損害賠償額は、右から2列目に書いてございますけれども、22万7,571円、専決年月日が平成28年1月14日でございます。

なお、今回の事故発生後すぐに、学校に再発防止のための通知を行いまして、草刈り時に人や車両等に危険が及ばないように、必ず作業前に点検確認を行うなど、具体例を挙げて、作業中の安全に留意するように注意喚起を行ったところでございます。

次に、インデックス、別紙3のところ、9ページをお願いいたします。

9ページから10ページになりますけれども、育英資金貸付金等の返還請求に対する訴えの提起についてでございます。

9ページから10ページで16名おりますけれども、今回、16名につきまして支払い督促を行い、異議申し立てがなされたことにより、貸付金等の返還請求の訴えを提起するものでございます。

表の右端にそれぞれ専決年月日を記載しております。

なお、9ページの上段、氏名を読み上げますが、富永裕貴、一番上です、及び富永明美、それから、10ページをお開きいただいて、下から4段目の中園武夫の3名につきましては、滞納となっている貸付金等が全額返還をされましたので、訴えを取り下げております。

説明は以上でございます。

○重松委員長 報告事項に関する執行部の説明が終了しました。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないようですので、次に、その

他の報告事項に関する説明を求めます。

○古木スポーツ振興課長 お手元の常任委員会資料5ページをごらんください。

平成31年度全国高等学校総合体育大会南部九州大会の開催についてでございます。

1の経緯でございますが、全国高等学校体育連盟による全国高等学校総合体育大会開催基準では、輪番での大会開催を原則としており、平成31年度の全国高等学校総合体育大会は、本県を含む南部九州4県で開催することとなっております。

なお、総合開会式は、都道府県単独で開催していた1巡目の開催順で行われることになり、今回は鹿児島県で開催されることとなっております。

全国高等学校総合体育大会、通称インターハイは、全国から延べ6,000校を超える高等学校の選手、監督、コーチ等が参加し、30競技、34種目の競技種目において競技を繰り広げる、高校生最高、最大のスポーツ祭典であります。

かつては、一都道府県で単独開催をしておりましたが、平成22年度の沖縄県開催をもって都道府県単独の開催は終了し、平成23年度の北東北大会から、全国を9ブロックに分けて開催しております。

2の期日及び会場地であります。平成31年7月下旬から8月までの20日間程度を予定しており、会場地は南部九州4県の各市町村となります。

3の本県で開催する競技につきましては、南部九州4県の高等学校体育連盟の各競技専門部で協議の上、九州高等学校体育連盟理事長会において開催競技が決定しております。

本県で開催する競技は、表に示しておりますとおり、バレーボール、ソフトテニス、ソフト

ボール、弓道、テニス、登山、ボクシング、ホッケー、少林寺拳法の9競技でございます。

4の本県の競技会場地につきましては、来年度、市町村への意向調査を実施した上で、市町村や競技団体等と協議の上、決定する予定でございます。

5の本県開催競技における参加者数は、選手、監督、コーチ等、約1万人の参加を見込んでおり、日本のひなた宮崎のよさを全国に発信する絶好の機会となるとともに、大会運営等のノウハウなど、今後のさまざまな大会につながるものと考えております。

6の今後の主なスケジュールとしましては、本年度中に南九州4県合同で開催承諾書を全国高等学校体育連盟に提出し、28年度には競技会場の選定、そして、30年度には県実行委員会を設置する予定でございます。

なお、6ページは、開催の輪番等を示す全国高等学校総合体育大会の開催基準抜粋であります。一番下の表の全国高校総体開催地一覧にありますように、平成31年度は、西地域の九州ブロックで、南部九州の輪番となっております。

○重松委員長 その他の報告事項に関する執行部説明が終了しました。質疑はございませんか。

○日高副委員長 来年はたしか、これに合わせたブロックのプレ大会がないですか。それは、スケジュールに書いてない。

○古木スポーツ振興課長 プレ大会といいますか、国体のほうの九州ブロック大会が平成28年度の開催ということでございます。

○日高副委員長 ということは、成年のほうも、高校生もということですか。高校だけじゃなくて、ということですか。

○古木スポーツ振興課長 国体の九州ブロック大会については、成年も高校生も少年も含まれ

て宮崎での開催ということ、国体の九州ブロック大会については両方でございます。

○緒嶋委員 この競技は、県下の市町村に一応希望というか、それを聞くということですが、基本的にはやっぱり宮崎市を中心ということになるわけですか。

○古木スポーツ振興課長 ここにつきましては、市町村の御意向もお伺いしながら、競技団体のほうと、どこの会場がいいのかということを含めて協議をした上で、決定をしていきたいと考えております。

○緒嶋委員 ちょっと先だけど、国体も将来出てくるわけですね。そういうことを含めれば、市町村の意向を十分尊重しながら決めるというのがいいんじゃないかなという気がしますので、将来を見据えて会場を設定されることが必要じゃないかと思っておりますので、要望しておきます。

○田口委員 今、国体でいいますと、競技場が、いわゆる決められた基準に満たさないということがいろいろ言われていますけれど、高校総体には、いわゆる全体がやる分にはその厳しい基準みたいなものがあるんですか。

○古木スポーツ振興課長 高校総体につきましても、それぞれ競技によって競技場の基準というのがございますが、そんなにハードルの高いものではございませんで、ただ、数の問題がございまして、例えば、バレーボールでありますと、屋内コート8面ということがございますが、ただ、その8面というのも何カ所か使ったの8面ということになりますので、そういった対応はできますし、国体ほどはそういったハードルは高くないと考えておりますので、基本的にこの大会に当たっては、施設については既存の施設を使うというのが、高校総体については基本的なスタンスになっております。

以上でございます。

○田口委員 既存の施設を使うというのは結構それに近いことだと思いますので、先ほど緒嶋さんが言われたように、国体のことも考えながら、これもやっぱり二重経費にならないような形で、ぜひ進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○重松委員長 その他、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、その他のその他で何かございませんか。

○中野委員 当初予算の常任委員会がありますよね。あれ、教育委員会の予算というのは県庁の中でも結構多いんです。それはほとんど人件費。できたら、人件費、あるいは公共工事、建物とか、いわゆる義務的経費というのか、そういうのを抜いて、いわゆる政策的経費、例えば子供の学力向上について幾らぐらいとか、スポーツの振興が幾らぐらいとか、ちょっとそこら辺を区分けして、もう、これ決まるとるから人件費なんか一生懸命見ても仕方ないし。そういう分野に分けて、当然教育委員会でもそういうの持っているはずですよ。持ってないとおかしいと思うんですけど。それ一つ、お願いしていいですか。

ちょっともう一つ、個別で済みません。国富町のスマートインター、一生懸命、今、発掘工事がありよるんです。あれ、いつ終わる予定ですか。

○大西文化財課長 発掘調査は来年度いっぱいかかる予定です。

○井本委員 私も一つ。ちょっと前から気になっていて、この前、日向に視察に行ったときに、キャリア教育ですか、あそこでやっていて、見てて、ああ、いいことをやっているなと思った

んだけれども、普通学校に地域対策本部というのがあるでしょう。あれは、地域対策本部というんだっけ。あれとの兼ね合いで、ちょっと彼らもそれと同じようなキャリア教育みたいなことをやるじゃないですか。その辺の兼ね合いをうまくやっているのかなと思ってちょっと心配だったんだけれど、その辺をうまくやっているんでしょうか。

○恵利生涯学習課長 生涯学習課関係の事業で、学校支援地域本部事業という事業をやっております。この事業には、地域の方々、学校を支援するいろんな活動、学習だとか、いろんなボランティア面で携わっていただく方がいらっしゃって、周辺の企業の方または地域の高齢者の方々もいらっしゃいます。その方と企業がちょっと重なっている部分もある本部もございます。

以上です。

○井本委員 いや、だから、重なっているから、私が心配するのは、あのキャリア教育は本格的です、あそこのは本格的なんでそれはいいんだけれど、あれがやるとすると地域対策本部の人がやる気をなくすんじゃないかと思って、その辺を心配するわけです。同じことを大体、まず同じじゃないんだけれど、こちらも高度なんだけれども、向こうだってそれに似たことを、キャリア教育みたいなことをやるじゃない。だから、やっぱりやるなら、どちらも一生懸命、日南かどっかへ視察に行ったとき女性たちも一生懸命やっていました。あれがやる気をなくすと、またいかんのではないかと思って、それを心配する、その辺の兼ね合いを言いよるわけ。

○恵利生涯学習課長 キャリア教育の部分とは少し違って、日常の教育支援というんでしょうか、ボランティア的な、学校地域支援本部は学

習の支援またはお手伝的な部分がたくさんありますので、そういう部分のすみ分けをしっかりとしながら学校支援地域本部事業は取り組んでいきたいなと思っております。

○井本委員 だから、それをわかっていればいいんだけれど、せっかく地域本部の連中がやる気になってるのに意気をそぐんじゃないかって私は心配しとるわけ。だから、ああいう、例えば企画を立てるときに、恐らく、どこが立てるのか私にもわからんけれど、学校で企画を立てて、そして、あそこにキャリアが頼みに行っているのか、そういう地域本部なんか企画を立てて、あそこに頼みに行きよるのか。やっぱり彼らのことを思えば顔を立てないといかんと思う。やる気をなくしますよ。あんな同じようなことをやっていて、私もあそこをちょっと質問したら、いや、彼らは大したことはやってませんわというような言い方をしたから、私はちょっと気になってたわけです。ひとつその辺をうまく、彼らのやる気をそがないようによろしくお願ひします。

○中野委員 済みません。私、教育事務所がかなり、人件費だけ見て事業費がどうなつとるか、これじゃわからないんです。事業費と予算を分けたような、そこら辺の整理したものを今度、お願ひします。

○日高副委員長 今、言ったキャリア教育支援事業、多分、今度全県的にやっといこうという話だと思うんですが、この拠点というのが宮崎市じゃないといけないという理由は明確にあるのかなというのが一つと、もう一つが、スポーツ関係なんですけど、今、木の花ドーム含めて、体育施設も含めまして、私もずっと今の立場では行けなかったもんですから、今まで関係者と話をした中で、大体巨人軍が沖縄に行くぐらい

になってから、やはり県とのすき間風というのがだんだん吹き出したなという意識を持っているんです。何となく空気があるんです。それで、結局、今、指定管理者で、担当はスポーツ振興課、しかし、50万以上の予算がというのは県土整備部ということで、何回もこういうところを、ああして、こうしてと申し入れしているけれど一向にやってくれないから、僕らはもう必要がないんだなみたいな感じの県とのすき間風です。その辺も、県の意向というのももちろんこれはあると思うんです。長くキャンプに来ているから、ちょっとマンネリ化してきたなというようなものというのは、空気の中ではもう確実にあるんです。ソフトバンクのほうは、宮崎市が本当にすごく盛り立ててやっているなという印象をかなり受けるんですけれど、読売巨人のほうは、1カ月おったのが2週間になってしまったというのもあるんでしょうが、その辺で、もう整備をきちっとして、例えば、木の花ドームの人工芝が現実的にはかたくなっているという話もあるんですけれど、また金がやっぱりかかります。そこまで金をかけて、読売巨人軍を引き留めるのかとか、そういう話も出てきます。その辺もちゃんと整理して、自主的にやる、どういう形でやっていくのかというのは、やるのか、やらんのか、2つの選択があるんですが、その辺というのはどう考えているのかなと、私ふと、ちょっと首をかしげるような状況だったのですが、その辺、これは誰に答えてもらえばいいかな。

○川越学校政策課長 1点目のほう、まず、キャリア教育に関してですが、宮崎市が中心にならなきゃいけないのかどうかということ、新規事業の件にもちょっとかかわってきますけれども、県としましては、今のところ県のセンターに中

心的なものを、センターを置こうかなと、キャリア教育センターの機能を。ただ、それは、先ほどちょっと話題になりましたが、日向市の取り組みをいかに全県下に広げるかということで、県内に9つ、商工会議所がごございますので、それぞれの商工会議所を中心にキャリア教育の取り組みを広げていくという構想は持っております。ですから、そういった意味では、来年、再来年ぐらいも含めて、中心的なところから回っていくということで、一応は研修センターのほうにそういう機能を持たせていこうかなと思っています。

○日高副委員長 中心で、やっぱり県庁所在地だから宮崎。でも、ほかの県は違うんです。発祥の地に置いたりとか、結局もう交通の便もよくなったと言っているわけですから。それで何で、全てのものをやっぱり宮崎市周辺に置かないといけないのかと。一般質問でスポーツランド宮崎市と言った人もいましたが。実質、最初にもう宮崎に持っていけば済むような感じと。これ違うと思うんです。私は違うと思います。

○川越学校政策課長 形上、一応宮崎市にしていますけれども、先ほど申し上げましたように、9つの商工会議所、地方ごとで、いわゆる日向のよのなか教室を中心に広げていくという根本的なものがごございますので、最初の数年間は、一応は県と連携をしないといけないということがございますので、そういった意味では研修センターのほうに一応まずはつくって、そして、9つのところを商工会議所のところとつなげていくというようなことで考えているところです。

○日高副委員長 また、話します。ここでは言えんから。

○古木スポーツ振興課長 2点目の御指摘ですが、施設につきましては、要望につき

まして、先日、議員のほうからもお伺いしまして、先般、三軍の高木マネージャーさんの立ち会いのもと、県のほうも、管理をしています、うちのスポーツ振興課、スポーツ指導センターと指定管理をお願いしています施設協会のほう、それに、実は県のキャンプの直接の担当というか、要望をお受けするのは観光推進課でございますので、観光推進課にも一緒に来ていただいて、そして、市の観光推進課にも来ていただいて立ち会いのもとに、いろいろまた施設の御要望等については丁寧にお伺いしたところでございますので、また、これにつきましては、次年度、どのような形で対応できるかということ、今、検討させていただいているところでございます。当然キャンプ等に来ていただいていますので、そこは丁寧に対応したいと思います。ただ、先ほど申し上げました、ちょっと私の段階では、大きなスタンスについてはなかなかお答えできませんけれども、今ある課題については、そのように丁寧に対応させていただいているところでございますので、途中経過等、また御報告をしたいと思えます。

○日高副委員長 サンマリンは、まだ10年そこらですよ。あと、ひむかスタジアムという球場があるんです。サンマリンに行けば、お客とか、いろんな方は、ちょっと二軍も見にいこうかって、ひむかにも行ったりするんです。そうなってくると、とてもとても、何だこれというのは相当あるけれど、言えないというんです。そういうすき間風みたいなのって。ということで、そういう、来年、来たときにどうなっているかということ判断してくださいよというようなことは多分言われたと思うんですが、これは知事の方針もあるだろうし、そういうのも含めて、もっと整備をしっかりとやっていただけれ

ばなと思っております。よろしくお願ひします。

○緒嶋委員 教職員の異動の人事も、もう恐らく詰めの段階に来とるだろうと思うんです。やっぱり学校の学力向上は、学力に差が出てくるのは、私は先生の力が物すごく大きいと思うんです。もちろん環境もあります。塾のあるところ、塾がないところ、それぞれ親の教育熱心とかいろいろ。しかし、教育委員会としてできるのは、人事をどういう形で均衡あるというか、学力のないところほど優秀な先生をやるようにしなきゃいかんわけです。先生たちは宮崎を拠点に住みたいから、もう単身で僻地に行くのは嫌だという人、人情的には、もうそれはわかります。しかし、教育委員会としては、どこの子供も平等な形で力をつけるような体制を教育委員会はやらなきゃいかんわけです。そのあたりで異動の希望をとったら、もう田舎に行きたいという希望は恐らくあんまり出てこないんじゃないかと。ある意味ではそれは一つのシステムとして教育委員会が適地配置というか、適正配置をやらなきゃいかんと思うんですが、その基本的なものは個人の意向だけでは平等にはなかなかいかんと思うんですが、そのあたりを十分配慮した人事異動をやってほしいと、そう思うんですけれども、これは教育長もいろいろ、将来、我々としては残念な情報も入ってきておりますが、教育長として、そこ辺を後輩にもつないで、宮崎県はどこでも、高千穂だろうが五ヶ瀬だろうが宮崎市だろうが、子供の学力に差ができないような、そういう体制をとってほしいと思うんですけれども、そのあたり、今度の人事異動では、少しは配慮をされておるのか。たくさん配慮してほしいんですけど、どうですか。

○飛田教育長 全く同じように、本当に力強い、背中を押していただける御提言をいただいたな

と思いますし、前の学力のときにも、中野委員だったと思いますが、学校の先生がその鍵を握っちゃうんじゃないというようなことで言われて、実は、人事異動に関して、これまでも僻地にどうやって上番してもらうとか、いろいろ取り組みましたが、ここ2年ぐらいである程度制度を変更してますし、今年の異動に関しては、どこまで言っているかというのはちょっと迷うところもあるんですが、学校ごとの課題を全部洗い上げて、それにどうやってフォローをしていくか。それを極力考えるような方針で今、作業をさせていただいているところです。可能な限りやっぱりそういうことを考えなくてはいかんと思って取り組んでおります。

○緒嶋委員 やはり、親としては将来の進路とか進学を含めて、どこでも本当自分の子がかわいいのは誰も同じであります。その中で、やはり学力の差が大きくできるというのは、これは教育制度として問題だと思うんです。だから、それは、能力に個人差があるのは当然でありますけれども、できるだけ教育の立場から言えば、平等に教育が受けられるような、そういうシステムというか、それをぜひ教育委員会は考えて、今後ともやってほしいということを強く要望しておきます。

○中野委員 全く、緒嶋先生の意見と一緒に、結局いい先生というのはどういうのかな。いろんな条件が子供たちにあっても、それを取っ払って学力を上げる先生がいるんです。それから、今、質疑で私が言うように、例の県でやっている学力テスト、この辺も追究していけば先生までわかるわけです。それでもって、新しい学級を持って、その学級の平均学力を上げる先生がいい先生、そういうことからすると、やっぱりテストなんかを分析すればそれが出てくるんで

す。ぜひ、宮崎が、教育県になるために頑張ってください。

○重松委員長 その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 ないようでございます。

それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

午後2時53分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。申し合わせにより委員会審査の最終日に行うことになっておりますので、4日金曜日に採決を行うこととし、再開時刻を13時00分、ちょうどしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

本来であれば、採決後に御意見をいただくところですが、今回は日程的に余裕がございませんので、この場で協議をさせていただきたいと存じます。

委員長報告の項目等について、特に御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

平成28年 3月 3日(木)

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後 2 時54分散会

平成28年 3 月 4 日(金曜日)

午後 0 時59分再開

出席委員(7人)

委 員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	日 高 博 之
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	井 本 英 雄
委 員	中 野 廣 明
委 員	田 口 雄 二
委 員	冨 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保 耕 史
議事課主事	八 幡 光 祐

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。その前に、各議案につきまして賛否も含めて御意見を願いたいと思います。

休憩いたします。

午後 0 時59分休憩

午後 1 時 6 分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、ほかにないようですので、これから議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 一括でよろしいですね。それでは、一括して採決いたします。

議案第46号、第58号から61号、第66号、第69号及び第74号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 以上で、委員会を終了いたします。

午後 1 時 6 分閉会